

平成28年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成28年3月8日(火曜日)

議事日程 第1号

平成28年3月8日(火曜日) 午前9時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 5 | 発議第 1号 みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例について |
| 日程第 6 | 議案第 1号 みなかみ町固定資産評価審査委員の選任について |
| | 議案第 2号 みなかみ町固定資産評価審査委員の選任について |
| | 議案第 3号 みなかみ町固定資産評価審査委員の選任について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 みなかみ町農業委員会の委員の認定農業者過半の例外について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 みなかみ町農業委員会の委員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 みなかみ町農業委員会の委員の選任について |
| 日程第10 | 議案第 7号 社会資本整備総合交付金事業(都)3・4・4真政悪戸線徒渉橋橋梁整備工事(上部工)の建設工事請負契約締結について |
| | 議案第 8号 平成27年度緑の県民税困難地整備支援事業木材・竹破砕機購入契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第 9号 みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第10号 みなかみ町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第11号 みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| | 議案第12号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例及びみなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第13号 みなかみ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第14号 みなかみ町土砂等による埋立て等の規制に関する条例について |
| 日程第16 | 議案第15号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第16号 みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第17号 みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための |

- 効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について
- 日程第18 議案第18号 みなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例について
議案第19号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例について
議案第20号 みなかみ町放課後児童クラブ設備及び運営等に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程第19 議案第21号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第22号 みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第21 議案第23号 みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第24号 みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第25号 みなかみ町行政不服審査会条例について
議案第26号 みなかみ町行政不服審査法関係手数料条例について
議案第27号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程第24 議案第28号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第25 議案第29号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第26 議案第30号 町道路線の廃止について
議案第31号 町道路線の認定について
- 日程第27 議案第32号 平成27年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について
議案第33号 平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に
ついて
議案第34号 平成27年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて
議案第35号 平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につ
いて
議案第36号 平成27年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第37号 平成28年度みなかみ町一般会計予算について
議案第38号 平成28年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第39号 平成28年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第40号 平成28年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第41号 平成28年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
議案第42号 平成28年度みなかみ町水道事業会計予算について
- 日程第29 一般質問
- ◇ 林 誠行 君 . . . 1. 藤原地域の高齢者の状況は
2. 給食センターの管理・運営

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	高橋久美子君	2番	森健治君
3番	鈴木初夫君	4番	石坂武君
5番	小林洋君	6番	林誠行君
7番	中島信義君	8番	前田善成君
9番	阿部賢一君	10番	林一彦君
11番	山田庄一君	12番	林喜美雄君
13番	原澤良輝君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	森下直君	18番	河合生博君

欠席議員 なし

会議録署名議員

10番 林一彦君 11番 山田庄一君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	石田洋一	書記	本間泉
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	増田郁夫君	参与	田村秀君
会計課長	高橋正次君	総務課長	増田伸之君
総合政策課次長	桑原孝治君	税務課長	中島直之君
町民福祉課長	内田保君	子育て健康課長	高野一男君
生活水道課長	高橋孝一君	農政課長	原澤志利君
観光課長	澤浦厚子君	まちづくり交流課長	宮崎育雄君
地域整備課長	上田宜実君	教育課長	岡田宏一君
水上支所長	林昇君	新治支所長	田村良一君

開 会

午前9時 開会

議 長（河合生博君） おはようございます。

本日議員各位におかれましては、諸般にわたりお忙しいところ定刻までにご参集をいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成28年第1回3月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（河合生博君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 3月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員ご参集を賜り、感謝を申し上げます。

この間、議員各位におかれては、閉会中にもかかわらず各委員会等を頻繁に開催され、また幅広く多くの研修会や調査等、町民の負託に応えるべく熱心に議会活動をされていることに、改めて感謝を申し上げるところであります。

啓蟄も過ぎ、暦の上では春となり、奥利根の春ももう少しのところまできております。

2月6日未明に発生した台湾南部を震源とした地震では、友好都市である台南市で16階建てのビルが倒壊し、死者117名、負傷者550名と多くの犠牲者が出ました。町としては台南市の友好都市として早々に台北駐日経済文化代表処に義援金を持参し、お見舞いを申し上げたところでもあります。

町民の皆様からも2月末までの間、義援金を募集し、19万3,746円が集まり、また地元高校である利根商業高等学校生徒からの11万5,300円の義援金を先週末に預かり、議長とともに昨日7日に代表処へ持参してまいりました。台湾政府及び台南市長より、町の人々の温かな支援への感謝と、復興に充てる旨の礼状を既にいただいております。

犠牲となられた方々のご冥福を祈るとともに、負傷者やご家族に心よりお見舞い申し上げ、また早期の復興を願うところでもあります。

さて、平成27年10月に実施された国勢調査の速報値が、先日公表されたところでもあります。

群馬県では197万3,476人と3回連続で減少し、初めて200万人を割ったとのことです。35市町村のうち太田、伊勢崎、大泉、吉岡の4市町以外の31市町村は、人口が減少しております。

みなかみ町では、人口1万9,356人、世帯数7,864世帯で、平成22年の国勢調査と比べ、人口では9.3%の減、世帯数では3.3%の減でありました。人口としては、

国立社会保障・人口問題研究所の推計値より200人ほど少ない数値ということになりました。人口減少の克服と地域活力の向上に向けた施策を昨年10月に策定した町の総合戦略により、ここ5年間で成果を出すべく、強く推し進めていかなければならないと考えております。

後ほど課の設置の一部改正も提案させていただきますが、ユネスコエコパークの早期登録や観光の総合司令塔、いわゆるDMOの設立と、そして生涯活躍のまちの検討など、将来に向けて人口減の歯どめや、超少子高齢社会の進展等に対応した施策の展開を強力に推進するため、町政の総合調整を行う総合戦略課を設置したいと考えております。

また、総合戦略の中で、一昨年よりまちづくりビジョン策定委員会や、総合戦略の中でうたわれておりますが、地元高校である利根商業高等学校の活性化に向け、町民の理解を得ながら改革構想に沿った改革を順次進めていくべく、構成市町村の理解も得ながら、みなかみ町の町長として努力してまいりたいと考えております。これについても、後ほど関連議案を提案させていただきたいと思っております。

総合戦略にも明示しております観光の司令塔であるみなかみ版DMOの設立準備についてでございますが、日本版DMOの候補法人が第一陣として2月26日に観光庁より全国で24法人が登録されました。群馬県内では合わせて4法人が登録されております。

また、みなかみ町も構成市町村となっている雪国観光圏も地域連携DMOとして認定され、1市町村で2法人の構成になるのは全国でもみなかみ町だけで、積極的な対応について観光庁からも評価されているところであります。この認定により、地方創生交付金による法人設立へ向けての各般の支援を得ることができまので、これまでのみなかみ町観光会議での検討を踏まえ、法人設立に向けて必要な検討や調整を急いでいるところであります。

地方創生において観光は、交流人口を拡大させ、地域を活性化する原動力となります。特にみなかみ町は全国屈指の観光資源を持ち、それらを有効に活用することによって、国内はもとより海外からの観光客を増加させることができます。

外国人観光客の町内の入り込み状況でございますが、平成24年度の5,493人から平成26年度では1万1,222人と、近年大きく伸びております。27年度も1月末で1万3,835人となっております。中でも台湾とタイからの観光客が半分以上の6,929人と、大きな割合を占めております。

これらのことから、今年度は台湾とタイをターゲットに、現地でのプロモーションと海外メディア等の招聘に力を入れてきたところであります。5月には頼台南市長にも参加していただき、現地でのエージェント説明会を開催し、30社以上の旅行エージェントに私が直接みなかみ町の観光資源の豊かさを説明させていただきました。そのほかにも6月の台湾訪日教育旅行現地説明会、10月の台北温泉祭り、11月の台南国際旅行展への出展、そしてこの2月にはタイ国際旅行フェアに出展し、旅館経営者等とともに誘致活動を行ったところであります。また、タイのメディア関係者による町内視察や、高雄市のエージェントのみなかみモニターツアーなども実施したところであります。

今後は誘致プロモーションの推進により、個人旅行を楽しむ外国人の来町も増加するこ

とが予想されております。町を訪れた外国人が安心して快適に過ごせるように、受け入れ態勢の整備や環境づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。明確なコンセプトのもと、観光資源の価値を最大限に引き上げ、地域住民とともに「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを目指してまいりたいと思います。

さて、台南市への支援がさまざまな媒体で評価されているところでありますが、台南市以外にも交流自治体として取手市、さいたま市、中野区などがございます。これまでも議員各位におかれましては、積極的に交流事業に参加いただき感謝いたしております。それとともに、それぞれの都市の特徴を生かしながら、今後ともさらに交流を深めていくことがみなかみ町の活性化につながるものと期待いたしております。

さて、ことしの雪の状況でございます。ことしの冬は藤原観測所の降雪合計で見て、例年、年間1,000センチメートル、10メートル、これを超えているものが、ことしは600センチメートル、6メートル以下と、近年にないほど降雪量が少なく、さまざまなところに影響が生じました。

まず、スキー場の入り込みや、それに伴うみなかみ町への来訪者の概要でございますが、2月末現在の今シーズンのスキー場への入り込み客数は、対前年比約40%減の27万3,000人となり、それに伴って12月と1月の宿泊者数で見ますと、対前年比で約20%減の14万人となっております。ここ数年、順調にスキー場を訪れる人の数が伸びていただけに、自然相手とはいえ非常に厳しい状況、そして憂慮すべき状況になっております。

交通の確保についてでございますが、水上観測所における数字で1日当たり10センチの降雪を超える日が例年30回程度であるところ、今シーズンは12回となっており、交通の確保の面からは比較的安心してましたが、除雪の出動回数もそれに依じて少なく、除雪にかかわる雇用者の収入や、除雪用燃料を販売する事業者などに少なからず影響が出ております。

雇用関係支援のために、労務業務などの前倒しを県とも連携し実施しているところであります。既に議員各位にご相談の上、事業者に対する融資の緩和や、スキー場への来客を促す首都圏向けの広報など、雪が少なかったことによる影響緩和の対策を一部講じたところであります。

次に、都市計画道路について述べさせていただきます。真政悪戸線の利根川に架橋する徒渉橋についてでございますが、必要事業費を年度当初に計上させていただきましたが、年度当初の交付金の内示額が極めて少額で、今年度の着工が難しい状況でありました。議会の皆様の協力も得て、国・県の関係者をお願いしてきた結果、国・県の特別な配慮を得て交付金の追加配分が決定され、年度内の発注準備が整いました。本定例会に契約締結の議案を提出させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

町の責任者として効果的な執行に当たっていく責任を負っているところであります。将来のあるべきみなかみ町を議会とともにさらに緊密に意見交換し、住民の総意を醸成しながら、町に住む全ての人が幸せを感じ、安心安全に生活できるまちづくりにまい進してまいります。

いずれにいたしましても、地方創生は住民の総意をもって自治体の責任で自主的、自律的に取り組む、このことが基本であり、将来を見据え自分たちの地域やまちをいかに魅力ある地域としてつくり上げていくか、自己の責任で取り組んでいかなければならないと考えております。議員各位のご協力をお願いする次第であります。

今議会に提案いたします案件は、条例改正が19件、平成28年度当初予算6件、補正予算が5件、その他7件と、新年度の行政執行に向けてご討議やご審議をいただく案件が大変多くなっております。後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

開 議

議 長（河合生博君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（河合生博君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名をいたします。

10番 林 一 彦 君

11番 山 田 庄 一 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（河合生博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月8日より3月18日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月8日より3月18日までの10日間と決定をいたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（河合生博君） 日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降の主な行事について報告申し上げます。

閉会中とはいえ、大変多くの諸行事があり、副議長を初め各委員長、各委員の参加をお願いいたしまして、ご協力いただきましたことを申し添えます。

初めに、2月6日早朝に、台湾南部を中心にマグニチュード6.4、震度6程度の地震が発生し、台南市内の16階建てのビルが倒壊し、死者116名、負傷者約550名以上の大きな被害が発生いたしました。我が町は台南市とは友好協定を結んでいる大切な友好都市であります。義援金を初めとして支援していきたいと考えております。謹んで心より哀悼の誠を捧げる次第であります。また、年末よりこれまでに役場職員が2名急逝されました。農政課の井口博文君、総合政策課長の増田和也君の2名に対し、生前の活躍に感謝し、心よりご冥福をお祈りいたします。

12月は各スキー場の安全祈願祭に各議員の皆様方に参加をしていただき、シーズン中の安全と多くの入客を祈願いたしました。しかしながら、本年は年末年始において降雪量が少なく、入り込み客は大幅な減少となり、スキー場関係者並びに町の観光業にとっては厳しい年明けとなりました。

12月17日には、後閑公民館の落成式に参加いたしました。

12月24日から25日にかけては、利根郡町村議長会及び定例集会在みなかみ町内のホテルにて行われました。

25日には、名胡桃城址保存整備竣工記念式典があり、参加をいたしました。群馬県の指定史跡であり、1月10日よりNHK大河ドラマで放映が始まった真田丸の真田氏ゆかりの城として、観光振興に一役かっただきたいと考えております。

年が明けて4日、さいたま市主催の新年名刺交換会が浦和市で行われ、参加をいたしました。

6日は、群馬県議会新年交流会及び上毛新聞社新年祝賀会に参加。

8日、利根沼田農業協同組合新年祝賀会に参加。

10日、みなかみ町消防団出初式。

また、第11回みなかみ町成人式に参加をいたしました。新たに233名の新成人が誕生いたしました。

13日には、沼田警察署初点検に参加。午後、町の賀詞交歓会に参加をいたしました。

14日は、中国聯合国際学院歓迎会に参加をいたしました。

翌15日、群馬県町村議長会理事会に参加。前会長の玉村町議会議長、柳沢浩一氏の退任に伴い、町村議会議長会会長に榛東村議長、金井佐則氏、副会長に甘楽町議会、佐俣勝彦氏が就任されました。

18日、商工会新年会に参加。

20日、三宅村友好協議に東京図書館にて、三宅村、平野議長、ほか事務担当者とは友好協議について話し合いをいたしました。

26日、みなかみ町婦人会新年会に参加。

午後、全国学校給食甲子園で優勝した月夜野学校給食センターの給食試食会に参加。全国一の給食を堪能いたしました。

28日、群馬県後期高齢者医療広域連合会第1回定例総会に参加し、副広域連合長の選任について審議をいたしました。邑楽町の金子正一氏が選任されました。また、一般会計補正予算（第2号）について予算額から歳入歳出それぞれ145万6,873円を減額し、総額を1億208万9,000円とすることが議決されました。

2月15日、利根郡定例議長会及び広域組合2月定例議員協議会に参加。その後の利根沼田学校組合協議会に参加をいたしました。

16日、群馬県町村議会議長会定期総会に参加し、議員皆様のご支援のもと、同期の皆様方の前で議員10年の議会議長会長賞をいただきました。

17日、宮崎県高千穂町議会の視察受け入れを行いました。

25日、利根商業議会が行われ、新年度予算額が承認されました。

3月1日には、利根商業高校の卒業式に参加。

4日には、月夜野こども園竣工式に参加。待望のこども園が完成をいたしました。

昨日7日、議員の皆様方よりお預かりした台湾への義援金を台北駐日経済文化代表処へお届けいたしました。

その他の日程は、議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上で、議長諸報告を終わります。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（河合生博君） 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までには受理いたしました請願・陳情はお手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（河合生博君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いをいたします。

日程第5 発議第1号 みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例について

議長（河合生博君） 日程第5、発議第1号、みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

11番産業観光常任委員長、山田庄一君。

(11番 山田庄一登壇)

11番(山田庄一君) それでは、発議第1号、みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年6月20日、小規模基本法と小規模支援法が通常国会参議院本会議で成立しました。それまでの中小企業基本法に基づいた中小企業全般の振興策に加え、さらに小規模な企業に光を当てながら振興を図ることを目的としており、全国385万の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者や、全国商工会連合会が長年の要望活動を重ねた面もあり、待望久しい法律でありました。

この法律では、小規模企業の振興の基本原則として、おおむね従業員5人以下の小企業者を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である成長、発展のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む事業の持続的発展を位置づけています。また、小規模施策について5年間の基本計画を定め、政策の継続性、一貫性を担保する仕組みをつくることを義務づけています。

みなかみ町の経済を支えている町内企業の内訳を見ますと、大型旅館や建設業など比較的に規模の大きい中小企業者が約3割、残りの約7割が小規模企業者で、小規模企業者のほとんどが個人商店などの従業員5人以下の小企業者となっており、その多くが大規模小売店の進出による売上高の減少や後継者不足といった要因により、経営維持どころか廃業に至った事業者もあり、大変厳しい現実の中で地域経済を支え、雇用や交流の場を提供しているのが現状であります。

このような状況から、町は商工会と連携を図りながら事業者の経営を改善し活性化に結びつけるため、さまざまな支援を実施してきました。例えば、町事業としては中小企業融資制度利子補給金交付制度、住宅新築改修補助制度、商工会事業としては小規模事業者持続化補助制度、伴奏型小規模事業者支援推進制度などが実施され、それぞれの制度を利用する人の大きな支援となっており、住宅新築改修補助制度などは1案件に多くの事業者がかかわることから、経済効果の広がりが多く継続規模が多い制度となっております。

以上のように条例があるなしにかかわらず、これまで町内の小規模事業者を対象にさまざまな支援制度が実施されてきましたが、そのよりどころとしていたのが総合計画であり、今回のみなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例が制定されることにより、しっかりとした根拠のもとに基本計画を立てることで、より強力な支援体制が構築されることになります。

今回の条例を中小企業、小規模企業振興基本条例としたのは、小規模企業基本法では対象とされない事業者が出るため、中小企業を入れることでその対象をカバーでき、小規模企業者だけでなく中小企業者も含めた町全体の産業振興を図れるようにし、また条文では第4条で町の責務として中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施することや、第5条では事業者の経営努力を促し、6条では商工会や農業団体等の事業者を支援する団体の役割も規定し、7条は今回の柱の1つでもあります金融支援の協力を金融機関に求め、第3条の基本理念の中に町民の理解を得ることを基本として行わなければならないとして、町民の協力も視野に町を挙げて支援しようという条例になって

おります。

地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供することにより地元の需要に応え、雇用を担うなど地域経済の安定と、地域住民の生活の向上、交流の促進に寄与する重要な役割を担う、みなかみ町の小規模事業者への再生と事業継続への支援は、この町で生まれ育った子供たちが、将来の町の担い手として心を育む無言の教育となり、希望となるものと思います。

そんな思いの中で、ことしに入り1月8日から商工会役員の皆さんとの意見交換会を含め都合6回の会議を重ね、本日の条例案提案となりました。議員各位にはご理解の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

議長（河合生博君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

発議第1号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて発議第1号の質疑を終結いたします。

これより発議第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて発議第1号の討論を終結いたします。

発議第1号、みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号、みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第1号 みなかみ町固定資産評価審査委員の選任について

議案第2号 みなかみ町固定資産評価審査委員の選任について

議案第3号 みなかみ町固定資産評価審査委員の選任について

議長（河合生博君） 日程第6、議案第1号、みなかみ町固定資産評価審査委員の選任についてから、議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員の選任についてまでを一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第1号から第3号まで、いずれもみなかみ町固定資産評価審査委員の選

任に関するものであります。関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

この3議案とも、平成28年3月24日で任期満了になります固定資産評価審査委員の選任についてのものがございます。

まず、議案第1号でございますが、みなかみ町高日向427番地の2、阿部正一さんを引き続き選任したいと思います。阿部氏におかれましては、人格、識見にすぐれ、固定資産評価審査委員として適任であります。

次に、議案第2号でございますが、現在、ご活躍いただいておりますみなかみ町入須川1872番地の神保進さんを引き続き選任したいと思います。神保氏につきましても、人格、識見にすぐれ、固定資産評価審査委員として適任であります。

また、議案第3号でございますが、現在、固定資産評価審査委員としてご活躍いただいておりますみなかみ町月夜野1140番地の原澤勇夫さんが任期満了となり、その後任としてみなかみ町月夜野697番地13の櫛渕哲夫氏を選任したいと思います。櫛渕氏は、みなかみ町役場に30年以上にわたり勤務され、平成19年に退職されております。人格、識見にすぐれ、固定資産評価審査委員として適任であります。

これら3名の方につきまして、地方税法第423条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、いずれの方につきましても、任期は3年でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第1号の質疑を終結いたします。

次に、議案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。

次に、議案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

これより議案第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第1号の討論を終結いたします。

議案第1号、みなかみ町固定資産評価審査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、みなかみ町固定資産評価審査委員の選任については、原案のとおり

り同意することに決定いたしました。

議長（河合生博君） これより議案第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。

議案第2号、みなかみ町固定資産評価審査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、みなかみ町固定資産評価審査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（河合生博君） 次に、議案第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。

議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 議案第4号 みなかみ町農業委員会の委員の認定農業者過半の例外について

議長（河合生博君） 日程第7、議案第4号、みなかみ町農業委員会の委員の認定農業者過半の例外についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

農業委員の選任に当たりましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定によ

り、農業委員の過半は認定農業者であることが求められております。しかしながら、認定農業者数が農業委員定数の8倍に満たない市町村においては、認定農業者OBや認定農業者の親族等についても、議会の同意を得た上で、認定農業者に準ずる者として取り扱うとの例外規定が設けられているところであります。さらに、この規定によりがたい場合については、議会の同意を得た上で、農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とする事ができるとされております。

みなかみ町における認定農業者数は、定数の8倍を満たしておらず、委員の過半を認定農業者及び準ずる者とする事についても困難を生じるものであります。したがって、農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とする事について、議会の同意をいただきたく、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第4号について質疑はありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 現在の町の認定農業者数と準ずる者の数について教えてください。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

認定農業者の現在の数は82名でございます。

それと、申しわけございません、準ずる者については認定農業者のOBだけではなくて、その家族とか多様に数がございまして、特段人数は把握してございません。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

議長（河合生博君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第4号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。

議案第4号、みなかみ町農業委員会の委員の認定農業者過半の例外についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、みなかみ町農業委員会の委員の認定農業者過半の例外については、

原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8 議案第5号 みなかみ町農業委員会の委員の選任について

議長（河合生博君） 日程第8、議案第5号、みなかみ町農業委員会の委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番高橋久美子君の退場を求めます。

（1番 高橋久美子君退場）

議長（河合生博君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

みなかみ町農業委員に高橋久美子氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

高橋久美子氏は、何事にも真摯に取り組んでおられますことから、農業委員の職務を適切に行うことができるとしてご推薦をいただいております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

議案第5号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、みなかみ町農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、みなかみ町農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

高橋久美子君の退場を解きます。

（1番 高橋久美子君入場）

日程第9 議案第6号 みなかみ町農業委員会の委員の選任について

議長（河合生博君） 日程第9、議案第6号、みなかみ町農業委員会の委員の選任についてを議題といたします。

議長（河合生博君） 町長より提案理由の説明を求めます。
町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

本件もみなかみ町農業委員を選任する案件でございます。

みなかみ町農業委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでありまして、委員の名前は楠渕武重、櫻井孝司、高橋俊信、高橋良一、廣田尚夫、石坂達夫、今井育男、吉野拓夫、星野榮一、高橋俊一、森下一郎、河合博満、小池正明、原澤幸雄、原澤章、原澤孝一、内海美津江、高宮玉江、以上の方々は、いずれの方も農業に識見があり、それぞれ地域のリーダーとして活躍されており、団体等からの推薦をいただいております。

いずれの方も農業委員として適任と考えますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

議案第6号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、みなかみ町農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、みなかみ町農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第10 議案第7号 社会資本整備総合交付金事業（都）3・4・4 真政悪戸線徒涉橋橋梁整備工事（上部工）の建設工事請負契約締結について

議案第8号 平成27年度緑の県民税困難地整備支援事業木材・竹破砕機購入契約の締結について

議長（河合生博君） 日程第10、議案第7号、社会資本整備総合交付金事業（都市計画道路）3・4・4真政悪戸線徒渉橋橋梁整備工事（上部工）の建設工事請負契約締結についてから、議案第8号、平成27年度緑の県民税困難地整備支援事業木材・竹破砕機購入契約の締結についてまでを一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第7号、議案第8号、いずれも契約の締結の承認を求めるものでございますので、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第7号でございますが、社会資本整備総合交付金事業（都市計画道路）3・4・4真政悪戸線徒渉橋橋梁整備工事の上部工について、建設工事請負契約を締結しようとするものであります。

平成28年3月3日、条件付き一般競争入札に付し、4億6,259万6,400円で千葉県船橋市山野町27番地、株式会社横河ブリッジ、取締役社長、名取暢が落札いたしました。

当該者を契約の相手方として建設工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第8号でございますが、群馬県では平成26年度から群馬緑の県民税を導入し、この税収を財源としたぐんま緑の県民基金が創設され、多様な森林整備等の取り組みが行われております。町ではこの事業を活用し、地域住民等では作業が困難である竹林の整備を進めているところであります。このたび大型木材・竹破砕機を購入することにより作業効率の向上を図り、一層の森林整備を推進したいと考えております。

平成27年12月24日に指名競争入札を執行した結果、864万円で利根沼田森林組合が落札いたしましたので、当該者を契約相手方として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の承認を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 提案理由の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第7号について質疑はありますか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 条件付き一般競争入札というんですけれども、落札者は千葉県ですけれども、条件とはどんなものか。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 上田宜実君登壇）

地域整備課長（上田宜実君） お答えいたします。

条件ですけれども、今回8項目の条件をつけさせていただきました。

まず、1項目としましては、地方自治法施行令第167条第4項、これについては主に破産関係でございます。これに該当しない者。

それから、2項目としまして、みなかみ町指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、国内に本社、関東エリア内に支社、支店または営業所を置く者。

3番目としまして、建設工事公共事業の経営事業審査の総合評価点が1,100点以上の者。

4番目としまして、建設業法第26条による管理技術者を配置している者。

5番目としまして、設計調査に対し国土交通省の建設コンサルタントの登録をし、架橋及びコンクリートの技術者を配置している者。

6番目としまして、関東地方整備局内及び群馬県で現在指名停止措置期間中でない者。

7番目としまして、退職金一時金制度を導入、または建設業退職金共済制度に加入している者。

8番目としまして、町の条件付き一般競争入札施行要領第7条資格要領、これにつきましては税の滞納であるとか、暴力団員であるとか、その部分のそういう者でない者という資格要件を満たしている者。

以上、8項目を条件付きとさせていただきます。

以上でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

7番中島君。

7番（中島信義君） この徒渉橋、上部工というのは、橋の部分については完成ということではないんですか。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 上田宜実君登壇）

地域整備課長（上田宜実君） お答えさせていただきます。

今回の契約をお願いする部分につきましては、桁の製作及び架設工事、それとそれに伴う合成床板の部分についての契約でございます。残りの橋面の舗装工、また安全施設としての高欄、この部分についてはこの工事に含まれておりませんので、その部分は後日の執行となる予定でございます。

以上でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 予定価格と入札結果をお願いいたします。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 上田宜実君登壇）

地域整備課長（上田宜実君） 答えさせていただきます。

まず、予定価格でございますけれども、4億8,379万円でございます。

入札結果でございますけれども、条件付き一般競争入札の申請のあった9社によって行

われました。その結果でございます。日本車両製造株式会社4億2,780万円、株式会社IHIインフラシステム4億2,798万円、株式会社角藤4億2,799万円、MMブリッジ株式会社4億2,824万円、川田工業株式会社4億2,829万円、以上5社につきましては、最低制限価格を下回ったため失格となりました。以下、株式会社横河ブリッジ4億2,833万円、宮地エンジニアリング株式会社4億2,864万円、高田機工株式会社4億2,890万円、株式会社東京鐵骨橋梁4億2,898万円でございます。

以上でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

次に、議案第8号について質疑はありますか。

15番久保君。

15番（久保秀雄君） この破碎機の購入の件なんですけれども、今、自分の記憶では町の中に2台、この機械があると記憶しております。この2台に加えて今回新しい機械を1台購入すると。その辺の意味合いというか、さっき町長の答弁で整備をさらに進めたいんだと、こういう答弁でありますけれども、これらの機械の運用の仕方、2台を含めて、新しい機械がそろって3台になるわけなんですけれども、それらの運用の方法についてお伺いしたいと思います。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

実際には手元といいますか、町に軽トラックで運搬できる汎用性の高いものを3台用意してございます。そのうちの1台は竹破碎専用、あとの2台については一般の木材専用という形で、地域の道路愛護ですとか、そういった作業に優先的に貸し出しをしている。

実際に貸し出しの実績でございますが、27年度が予約日ですけれども134日貸し出ししているという結果でございます。

小さいものですから作業の効率が非常に悪いと。地域の活用であれば、それでいいのかもしれませんが、大規模にある程度の面積を進めるためには大型の機械を購入して作業効率を向上させないと、地域の活動ではなかなか難しいものですから、現在は森林組合にお願いしたり、業者をお願いしたりという形で作業を進めておりますので、そういったときに貸し出しをして積極的に進めたいというふうに思っております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

7番中島君。

7番（中島信義君） この機械そのものは外観的にどれぐらいの大きさなのかということと、それとこの破碎機を使った後はうっとうしくなると思うんですけれども、そういった処理方法まで考えているのかお伺いいたします。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

大きさ的には長さが2メートル30ぐらいになると思います。重さが約1.3トンございますので、軽トラックでは運搬できませんので、2トン車程度のものが必要であるというふうに考えております。

また、破碎して処理したチップでございますが、それについては現地にそのまま放置といたしますか、チップ化してそのまま山に戻すという形で今作業を進めております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

16番小野君。

16番（小野章一君） これの契約の相手方が利根沼田森林組合ということでありまして。先ほどの説明の中で森林組合事業者に貸すということをおっしゃったわけですが、やはり事業者というものは、先ほどの道路愛護とかそういうものは、地域の整備の中での一貫ということになります。また、個人もわかるわけなんですけれども、こういった事業者が使うというところの区分というんですか、私の思いでいくと、事業者にするとお金をとって仕事をしているという部分の区分は、どのように考えておられますか。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

当然、そういう部分ではありますが、作業の委託の積算をする際に機械の損料、そういったものを計上しないという形でコースの仕組みができるというふうに考えております。

議長（河合生博君） 10番林君。

10番（林 一彦君） この緑の県民税困難地整備支援事業、この補助率と、町からの持ち出しは幾らになるのか教えてください。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

機械の購入については県民税が4分の3、残りは町が負担という形になります。なお、現場で破碎処理をする現地の作業、こちらについては定額で困難地といわれている竹林については、ヘクタール270万円が上限で交付されることになっております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 指名の予定価格と入札した業者の金額をお願いいたします。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

予定価格は税抜きで830万円でございます。

それから、入札の結果でございますが、こちらも税抜きでございます。利根沼田森林組合が800万円、株式会社アオキ820万円、株式会社クワバラ825万円ございました。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、社会資本整備総合交付金事業(都)3・4・4真政悪戸線徒渉橋橋梁整備工事(上部工)の建設工事請負契約締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、社会資本整備総合交付金事業(都)3・4・4真政悪戸線徒渉橋橋梁整備工事(上部工)の建設工事請負契約締結については、原案のとおり可決されました。

議長(河合生博君) 続きまして、議案第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、平成27年度緑の県民税困難地整備支援事業木材・竹破砕機購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号、平成27年度緑の県民税困難地整備支援事業木材・竹破砕機購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第11、議案第9号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第9号についてご説明申し上げます。

現在、消防団の団員1人あたりに年額1万円の防災手当のみ支給しているところですが、全国的に出動手当、訓練手当などの導入が進んでおります。みなかみ町においても火災等の災害、または団員教育や広域連合消防署との合同訓練に出動した際、費用弁償として支給できるようにするための改正でございます。

平成25年12月に施行されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、及び平成27年12月に消防庁へ出された第27次消防審議会の答申、これらを踏まえた上で生業を持ちながら活動されている消防団員の処遇改善等を見直し、地域防災のかなめである消防団の一層の充実強化を図るために取り組むものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号について質疑ありませんか。

9番阿部君。

9 番(阿部賢一君) 先ほど町長の提案理由の説明でこの訓練手当が消防署との合同訓練という説明だったんですけれども、それ以外の訓練等で含まれるものが想定される訓練があるとすれば教えていただきたいと思っております。

議 長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) お答えいたします。

今回の条例改正では、出動手当と訓練手当を新たに設置するものでございます。

出動手当につきましては、火災の出動、行方不明者の捜索に対し……

(「出動手当はわかる」の声あり)

総務課長(増田伸之君) 捜索に対しての支給、それと訓練手当としまして、秋季点検、消防機関との合同訓練等に対して支給を予定しています。

以上です。

議 長(河合生博君) ほかにありませんか。

2番森君。

2 番(森 健治君) 出動手当、また訓練手当ということなんですけれども、予防消防に關しての、そういったところの手当てというのは含まれているのでしょうか。

議 長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) 一応、現在1万円の手当てを支給しておりますので、これにつきましては、防火巡視、水利点検、機械点検整備、行政区または自主防災組織等が行う各種訓練の参加指導等に関する防災手当として考えております。

以上です。

議 長(河合生博君) ほかにありませんか。

10番林君。

10番(林 一彦君) 消防団員になりたい人がなかなかいなくて消防団員数の減少で悩んでいるところで、この条例改正は妥当だと感じておりますけれども、この最大数にもよるんですけども、町の予算として年間幾らぐらいの上乗せを想定しているんでしょうか。1人につき今は1万円なんですけれども、大体どのくらいのプラスになると想定しているんでしょうか。

議長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) お答えいたします。

過去の4年間の平均を試算してございまして、出勤手当ですけれども、火災が平均で627名が出勤しています。自然災害については296名、捜索については211名ということです。一応試算では1回につき1,500円を支給するというので、1,134人出勤して170万円ぐらいでございます。

それと、訓練手当の関係でございまして、幹部等の講習が約150名程度、小学校の研修等が20名程度、秋季点検300名程度、それと広域消防合同訓練等が150名程度、訓練手当については1,000円を予定しておりますので、年間620人ぐらいの出勤があるということで62万円を予定してございまして、年間合計で232万円程度を考えております。

以上です。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

5番小林君。

5番(小林 洋君) 確認なんですけれども、出勤手当と訓練手当、1回に対しての金額なんですけれども、これは各分団や消防団員の登録人数、1回出勤機会があれば、それに掛ける金額が払えるのか、それとも実質的にそこに出勤、または訓練に参加した人間の人数に対して払われるのかを教えてくださいと思います。

議長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) 原則、出勤した日数等でございます。これについては、火災時には当然のことながらその場所で点呼をとりますし、各分団何人出たというようなことでやっております。

あと、わからない部分も出てくるんですけども、これについては常に日報等を今後につけさせて、それに応じて半年ごとに集計して支給するような恰好をとりたいと考えております。

以上です。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

13番原澤君。

13番(原澤良輝君) 全国的に導入が進んでいるということなんですけれども、広域圏では状況はどうか、金銭的にはどうかというのを教えてください。

議長(河合生博君) 総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) 全国的なことは調べていないんですけれども、利根沼田甘楽1市4町村における支給方法は、沼田市においては警戒手当、訓練手当と区分して、団員1人当たり年額で3,500円の出動手当を出動にかかわらず一律支給しています。片品村では団員1人当たり年額2,600円の一律支給をしていると。川場村では出動訓練に区分して1人当たり1回につき2,000円を実績として支給していると。昭和村においては出動手当を1回につき1,200円、警戒訓練手当は1回につき2,400円の実績に応じて支給しているということでございます。県内においては31消防団中、平成26年度時点で14消防団が出動手当を導入し、最高では、下仁田町で3,000円、最低では上野村で1,400円などがあります。そのほか訓練手当では、下仁田町で最高が出ているんですけれども、これは2,500円を出している。最低では南牧村で1,000円となっているような状況です。

情報が調べればあるんですけれども、今のところありませんのでご報告までとさせていただきます。

以上です。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第9号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。

議案第9号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 みなかみ町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第12、議案第10号、みなかみ町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 議案第10号についてご説明申し上げます。

本改正につきましてでございますが、みなかみ町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の第6条中の物品に対する規定において、「譲与」とすべきところを「譲渡」となっており、これを「譲与」に改めようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第10号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (河合生博君) ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

これより議案第10号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (河合生博君) ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第12号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例及びみなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 (河合生博君) 日程第13、議案第11号、みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第12号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例及びみなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第11号と議案第12号について一括してご説明申し上げます。

人事院は昨年8月、民間給与との格差を解消するため、また特別給についても民間のボーナスの年間支給割合に合わせることを基本に、国家公務員給与に関する勧告を行いました。群馬県人事委員会においても民間給与との格差0.25%を埋めるため、月例給、ボーナスを引き上げる勧告を行いました。あわせて、国においては昨年4月から本格実施している給与制度の総合的見直しについても、国に準じた内容で平成28年4月1日から実施するよう勧告が行われました。

この勧告を踏まえ、本町においても職員及び特別職の給与、報酬について、次のような内容の条例改正を提出するものであります。

まず、議案第11号でございますが、一般職の月例給の水準を引き上げるものであります。群馬県人事委員会勧告に準じ、公民格差や高齢層における公民の給与差等を考慮し、料金表の改正を行うものであります。平均改定率は0.235%となります。

次に、特別給についてですが、年間4.10月を4.20月に0.10月分の引き上げを行います。本年度においては勤勉手当が支給済みであるため、12月期の勤勉手当の支給月数を改正し、年間支給月数の引き上げを行います。あわせて、平成28年度以降の6月期、12月期の支給月数についても改正するものであります。なお、月例給及び勤勉手当については、平成27年4月1日より適用し、その差額分を4月にさかのぼって支給いたします。

次に、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しについてですが、給料表について人事院が勧告した給料表に準じ、平均2%の引き下げ改定を行います。5級、6級については昇給機会の確保の観点から号俸の増設を行います。また、地域手当の支給率、災害時等の管理職特別勤務手当の追加、55歳を超える職員の給料等の1.5%減額支給措置の廃止など所要の改正を行います。

新給料表は、平成28年4月1日から適用し、新給料表への切りかえに伴い、激変緩和のため経過措置、現給補償、これを平成31年3月31日までの間、実施いたします。

これらにより、平成18年給与構造改革時より継続している現行の経過措置については、本年3月31日をもって廃止いたします。また、地方公務員法、行政不服審査法の改正に伴い、等級別基準職務表の条例化など、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第12号についてご説明申し上げます。

特別職、議会議員でございますが、特別給について国の特別職に準じ、年間0.05月分の引き上げを行うものであります。国においては一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が既に国会にて成立しており、同様の改正が行われております。

なお、施行期日、支給方法につきましては、一般職に準じて実施いたします。

以上が改正の主な内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第11号について質疑ありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 県の人事院勧告の平均引き上げと、それから国の人事院勧告の平均引き上げがどのくらいになっているのか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 県につきましては、引き上げについては0.23%、単価で875円でございます。

国についてはちょっと今、手持ちの資料がありませんので、後ほどご説明申し上げます。

議長（河合生博君） 後日の報告ということでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

次に、議案第12号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

議長（河合生博君） 議案第11号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。

議案第11号、みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号、みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 続きまして、議案第12号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議案第12号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例及びみなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例及びみなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 みなかみ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第14、議案第13号、みなかみ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第13号についてご説明申し上げます。

平成26年5月14日に公布された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されます。この法律は公務員制度改革の一環として国家公務員に人事評価制度、退職管理制度が導入されたことに続き、地方公務員についても同様な制度の導入を図ろうとするものであります。この地方公務員法の改正に準じ、所要の改正を行うものでございます。

まず、人事行政の運営状況について町に対する報告事項を定めた地公法第58条の2が改正され、人事評価及び退職管理が追加されるとともに、勤務成績の評定が削除されました。これに伴い人事行政の運営等の状況に関する条例で定めている報告事項について、同様の改正が必要となったものであります。

次に、人事評価制度が任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用されることとなったことを受け、分限処分の1つとして降給の事由や手続を明確化することが必要となりました。地公法第28条により、降給の事由については条例で定めるとあります。これに基づき、降任、免職、休職の手続を定めた本条例を改正し、降給の種類、降格・降号の事由、手続を加えるものであります。

最後に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正につきましては、地公法の適用条項の変更と学校教育法等の改正により、義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴う改正であります。

なお、施行期日につきましては、地方公務員法の施行に合わせ、平成28年4月1日を

予定しております。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。
議案第13号について質疑ありませんか。

4番石坂君。

4番（石坂 武君） 5ページの下段から6ページにかけてなんですけれども、別紙の関係です。

第1条の4の降格の事由に、（1）として勤勉成績がよくないと認められる場合、（3）に当該適格性を欠くと認められる場合、そして降号の事由といたしまして、勤務成績がよくないと認められる場合ということで漠然と書いてあるわけなんですけれども、具体的にといいますか、詳細について教えていただければと思います。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） お答えいたします。

現在、町では人事評価制度を取り入れて人事評価を行っております。これにつきましては今現在、人材育成を主として個人目標やら能力評価を行っているわけなんですけれども、今のところ降格やら減給等の措置はとっておりません。その人事評価をすることによって人材育成を主としておりますので、これらについて今後検討の中で進めていくべきところは進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 みなかみ町土砂等による埋立て等の規制に関する条例について

議長（河合生博君） 日程第15、議案第14号、みなかみ町土砂等による埋立て等の規制に関する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、群馬県と市町村が連携し、土砂等の埋め立て等につきまして必要な規制を行うことにより、土砂等による埋め立て等の適正化を図り、有害物質の混入や堆積された土砂の崩落等を防止し、生活環境を保全し町民の安全を確保するため条例を制定しようとするものであります。

群馬県の条例では、3,000平方メートル以上の大規模な埋め立て等につきまして規制の対象としているため、町におきましては500平方メートル以上、3,000平方メートル未満の小規模な埋め立て等につきまして規制しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第14号について質疑ありませんか。

7番中島君。

7番（中島信義君） この埋め立て条例、当然、必要なことと思います。この中で過去にあったということを挙げさせてもらって質問したいんですが、実はもう何十年も前なんですけれども、水利を埋めさせてくれということで地権者が埋め立てました。その後の利用を考えて、固めてしっかりしたのをつくってもらおうと思ったら、やはり地権者も確認ができなかったものですから、後に掘り起こしたらその中にすごい廃材を含めてのそういうものが出てきた事例があります。

したがって、この埋め立て条例というのをこれから施行するに当たって、そういった管理も含めてやっていく必要がある。当然、埋め立て者がそういう資料を提出していくわけですけれども、管理等は行政がしなければならないと思いますので、その辺のところももしありましたらお願いいたします。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） お答えいたします。

今回の条例改正では、500平米以上、3,000平米未満のものを該当としております。500平米未満のものについては、この届け出が必要でないものですから、それについてはわかりませんが、この条例制定によって持ち込まれる土砂の土量、また搬入される日時とか、そういう一方的なものも、当然のことながら監視しながらやらなければなりませんので、これからオリンピック等が東京都で行われると近隣首都圏に土砂が持ち込まれるということがございます。そういった中で、有害物質等を持ち込まれては困るということで今回の制定となるわけですけれども、当然のことながら条例の中で監視または罰則規定等が入っておりますので、十分これについてやっていきたいと考えております。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

5番小林君。

5番（小林洋君） 2条の中で面積等がうたわれているんですが、この辺はボリュームではなくて面積でやられているのはなぜかということと、16条のほうで水質を含む土壌調査をしなければならないというようなことがうたってあるんですけども、その辺は期間とか、そういうのはあるんでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） お答えいたします。

2条の中のセメントやブロック等が想定されるということでありまして、面積で500平米以上になっておりますので、持ち込まれる製品とかそういうものがどういふものかというのは報告がありますので、それについてはチェックはできると思います。

それと、16条で期間なんですけれども、これは規則で定めておきまして、現在、規則も一応整備中でございます。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

9番阿部君。

9番（阿部賢一君） 今気づいたんですけれども、「埋立て等」とあるんですけれども、「埋立て」というのはわかるんですけれども、この「等」というのはどのようなものが想定されるんでしょうか。「等」というのは解釈によっては非常に危険な部分もあるような気がします。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） お答えいたします。

「埋立て等」ということについてなんですけれども、これはもちろん盛り土、その他土砂等の堆積ということでございます。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第14号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町土砂等による埋立て等の規制に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町土砂等による埋立て等の規制に関する条例については、原案のとおり可決されました。

議長(河合生博君) 暫時休憩いたします。再開を10時45分にいたします。

(10時34分 休憩)

(10時45分 再開)

議長(河合生博君) 休憩前に引き続き再開いたします。

議長(河合生博君) 始める前に、先ほど13番原澤君の質問に総務課長が答えますので。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) 原澤議員の質問にお答えいたします。

国は0.36%です。

以上です。

日程第16 議案第15号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第16、議案第15号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第15号についてご説明申し上げます。

本町では、昨年10月28日に平成27年度から31年度までの5カ年間のみなかみ町まち・ひと・しごと総合戦略を策定しております。その戦略を強力に推進するため、今回組織の一部の変更を行うものであります。

その内容といたしましては、総合政策課、観光課、まちづくり交流課を廃止し、総合戦略課、観光商工課を新設するものです。総合戦略課には、総合政策課の今までの業務に加え、戦略推進室とエコパーク推進室、そしてまちづくり交流室を設置いたします。観光商工課には、観光振興グループ、自然観光グループ、商工振興グループを設置し、基幹産業である観光の振興を総合的に図ってまいります。

また、生活水道課に環境政策室を設置し、廃棄物、公害、公衆衛生に関する生活環境政策を推進いたします。また、最近の集中豪雨、豪雪災害対策等に対応すべく危機管理能力を高めるため、総務課に危機管理室を設置し、消防、防災、防犯、交通安全、国民保護、

その他危機管理の総合調整を図ります。地域整備課に土木グループ、都市計画グループ、住宅政策グループを置き、特に住宅政策グループにおいて町営住宅・空き家対策特別措置法関係、耐震補強補助の住宅政策全般を一括して行います。

その他の見直しを行い、現在、12課1局5室39グループを11課1局6室39グループといたします。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第15号について質疑ありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 課の設置条例ということなんですけれども、たしか前も商工観光課という形で数年前にしたと思うんですけれども、またもとに戻すような形になっているんですが、その辺の理由は。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸良昌君） ただいまご説明申し上げましたように、従前、観光商工課でございました。

これの観光課を独立させ、商工関係をまちづくりと一体的に行うということでまちづくり交流課を設けたところでございますが、先ほどご説明いたしましたように、総合戦略、これを強力に推進するため、この間の各般の委員会、審議会等でご指摘いただいておりますように、町政の総合調整機能を持たせるということで総合戦略課を設けたところです。その検討の中で、今ご説明いたしましたように、従前の総合政策課の持っている機能は基本的に残したほうがいいだろうということと、そしてポイントとなっておりますユネスコエコパークの推進であるとか、この辺については総合戦略課に置くという形でございます。

新しい観光商工課の中身については、従前より環境観光を含め機能が充実しておりますけれども、従前の名前を使って理解しやすくしたというつもりでございます。したがって、従前の観光商工課よりも若干機能がふえておりますけれども、なじみのある名前に戻したということが率直なところでございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

5番小林君。

5番（小林洋君） 課の場所なんですけれども、今、総合戦略課の中にまちづくり交流課の機能と一部が観光商工課にいくような形になると思うんですけれども、今あるまちづくり交流課のスペースというのは空くんですか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸良昌君） ただいま組織について条例改正をいただくということで準備し、議会に提案しているところでございます。その中の人員配置並びにそれに伴うスペースの必要性、これについてはこれから検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、改築改修等が必要な場合、現在の予算に組んでおりませんので、改めてご相談するという事になるかと思っております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

15番久保君。

15番（久保秀雄君） 前回の組織改正のときに環境課というのがあったと思うんです。それを3つの課に業務を割り振って、総務課にも環境部門というか、それはちょうど震災があつてことで5年経過するわけですけれども、その原発の線量の高い廃棄物というか、それをどうこれから処理していくんだと、この問題を扱わなければならないと、こういう位置づけで環境にかかわる業務を一部総務課に残したと、こういう経緯があるかと思います。

それで、今も線量の高い廃棄物というんですか、その行方がどうなるかわからないと。特に群馬県の中にはその貯蔵施設をつくと、こういうことが政府の方針として出されております。これについて町長が今どんな認識を持っているのか。そして、これから環境政策については水道課にいくんだよと、こういう提案であります、その辺の取り扱いについて町長の考え方を聞きたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 久保議員から非常に深い質問がございました。議場という公式の場でどこまでしゃべっていいのかと思っておりますが、久保議員ご指摘のとおり、震災といいますか、原発事故直後、群馬県内、特にみなかみ町も相当やられましたけれども、放射性物質の降下があつたと。これが現在、流れて、今、群馬県は公的な施設で保管しているというふうにいわれております。この間の特殊放射性廃棄物の処理についてさまざまな議論がなされてきました。これについて国有林という話が強くいわれておりましたので、国有林は面積でいうとみなかみ町が群馬県で一番広いというようなことがありました。この辺については非常に深刻に対応しなければいけないという認識を持っておりました。

あえて、踏み込ませていただきますと、現在、茨城県での処理の方法が分散処理の方向で現況保管という話が動いております。それ以外のところについては、引き続き国のほうでは1カ所に処理場を設けて処理するという方針を変えておりませんが、一番問題が議論されている地域において分散保管という方向が出た以上、国の方針が出ておりませんが、今後、群馬県の中で処理場をつくる、なおかつそれがみなかみ町であるという確率は下がったものと勝手に判断しました。したがって、今の検討状況からすると、早急にその対応を町独自でやる必要はないのではないかと思っておりますので、一般的に対応していくということを考えております。

したがって、今、久保議員のご指摘のような事態が生じたときは、これは組織だけの問題ではなくて、もっと重要な問題を含むと思います。そのときに、そうなると思っておりますけれども、そういう事態になったら、きちんとした体制は再度つくらなければならないと思っております。今、前段だけご説明いたしますと、国の方針は変わっておりませんが、処理の仕方を見ると、関係する5県全てで国の責任で1カ所を設置するということは、群馬県で行われるという可能性はそんなに高くないという判断のもと、環境政策を生活水道という名前になっていますけれども、いわゆるアメニティーパークの運営を含めて、廃棄物、ごみ、あるいは環境政策全般的に生活水道課のほうでやろうという考えでおります。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

これより議案第15号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第17号 みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第17、議案第16号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、議案第17号、みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第16号及び議案第17号について一括してご説明申し上げます。

両議案とも、厚生労働省が定める指定地域密着型サービスにかかわる基準等が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

まず、議案第16号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。主な内容としましては、地域密着型通所介護に関する基準の追加及び認知症対応型通所介護の基準について、地域との連携等に関する規定を改正するものであります。

次に、議案第17号、みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備

及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。主な内容としましては、介護予防認知症対応型通所介護の基準について地域との連携等に関する規定を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第16号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

次に、議案第17号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。

議長（河合生博君） これより議案第16号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） これより議案第17号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。

議案第17号、みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号、みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- 日程第18 議案第18号 みなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例について
議案第19号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第20号 みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第18、議案第18号、みなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてから、議案第20号、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第18号につきましてご説明申し上げます。

現在、町では幼稚園型一時預かり保育料を実費として徴収しております。平成28年度より子ども・子育て支援制度の交付金要綱に基づく体制を整えること、また一時保育が児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない児童に対して実施する保育であることから、特定の利益を享受する人がその実費を支払う使用料として位置づけることが妥当と考えられ、一預かり保育料の金額を条例に規定するため改正するものであります。

次に、議案第19号についてでございますが、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の根拠法令であります厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、放課後児童支援員の資格に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加える改正を行うものであります。

次に、議案第20号につきましてご説明申し上げます。

現在、学童クラブ保育料にはひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭については現在の保育料より月額1,500円の減額を行うための改正をしようとするものであります。

以上、18号から20号まで、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第18号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。

次に、議案第19号について質疑ありませんか。

5番小林君。

5番(小林 洋君) 義務教育学校というのは、小中一貫みたいな形なんだろうけれども、1人の校長と、あとは6・3制がある程度自由にできるという学校のことをいうんでしょうけれども、義務教育学校資格というのはどういうものなのか。実際にそういう人というのはいらっしゃるんですか、その辺をお聞きしたい。

議長(河合生博君) 教育課長。

(教育課長 岡田宏一君登壇)

教育課長(岡田宏一君) お答えいたします。

学校教育法が改正になりまして、平成28年4月1日から義務教育学校という制度が設けられました。市町村において設置できるという規定だったと思います。要は義務教育学校は小林議員さんがおっしゃるとおり、小中一貫校と同じように義務教育の9年間を通して教育することができること。たしか小学校免許、中学校免許という形で小中の両方の免許を持っている者が原則というような法律内容だったと記憶しています。その両方の免許を持つ資格という意味だと解釈するんだと思います。よろしく願いいたします。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第20号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

議長(河合生博君) 議案第18号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 続きまして、議案第19号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。

議案第19号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 続きまして、議案第20号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結いたします。

議案第20号、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第21号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第19、議案第21号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第21号についてご説明申し上げます。

小口資金融資制度については群馬県と足並みをそろえて運用しているところでございま

すが、このたび県が借りかえ制度及び延長特例措置について平成28年度も引き続き実施することといたしましたので、これと同調して必要な改正を行うものであります。また、群馬県信用保証協会に対する出捐金が不要となったことから、附則第5項の次に第6項の一文を追加するものであります。

加えまして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が、ことしの6月23日から施行され、これに関連して中小企業信用保険法に規定する特定事業の範囲にも影響が生じるため、この法律の改正に応じて中小企業者の融資対象範囲を改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第21号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたします。

議案第21号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結いたします。

議案第21号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第22号 みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 について

議長（河合生博君） 日程第20、議案第22号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第22号についてご説明申し上げます。

平成19年度に国に提出したみなかみ町簡易水道事業統合計画書に基づき、今年度をも

って11の簡易水道事業及び10の小水道事業、これら全てを廃止し、水道事業に統合して新たにみなかみ町上水道を設置するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第22号について質疑ありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 12の小水道ということなんですけれども、小水道については結構地域の方が自分たちでつくったんだということで、思いの深い水道もあると思うんですけれども、その人たちの了解みたいなのはどのような形でしているのかということをお聞かせください。

議長（河合生博君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） お答えいたします。

地域の小水道は、組合とかというのは今までどおりです。町の簡易水道と小水道が上水道事業として変わります。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

これより議案第22号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。

議案第22号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号、みなかみ町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第23号 みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第21、議案第23号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第23号についてご説明いたします。

現在、月夜野総合グラウンド多目的運動広場を人工芝のサッカーグラウンドとして整備しているところであります。人口芝化に伴いまして名称の変更ならびに使用料の改定を行おうとするものであります。なお、使用料につきましては、類似の人工芝施設にあわせての設定をいたしております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第23号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたします。

これより議案第23号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第23号の討論を終結いたします。

議案第23号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第24号 みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例について

議 長(河合生博君) 日程第22、議案第24号、みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第24号についてご説明申し上げます。

群馬県指定史跡であります猿ヶ京関所資料館を民間より既に取得し、町の財産となって

おります。今後、他の歴史民俗資料館と同様に教育委員会で管理するため条例の改正を行おうとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第24号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第24号の質疑を終結いたします。

これより議案第24号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第24号の討論を終結いたします。

議案第24号、みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号、みなかみ町歴史民俗資料館等条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第25号 みなかみ町行政不服審査会条例について

議案第26号 みなかみ町行政不服審査法関係手数料条例について

議案第27号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（河合生博君） 日程第23、議案第25号、みなかみ町行政不服審査会条例についてから、議案第27号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第25号から議案第27号につきましてご説明申し上げます。

議案第25号については、行政不服審査法の改正に伴いまして不服申し立てをする第三者機関として行政不服審査会を設置するために、新たに条例を制定するものであります。

議案第26号につきましては、同法の改正に伴いまして審査請求人等に対する提出書類等の交付に関する手数料を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

また、議案第27号については、同法の改正に伴いまして関係条例の所要の改正を行うための条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第25号について質疑ありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） この審議会は事件とか事案があったときに設置されるというんですけれども、解任というのはそのまま終わってしまうということではないんですか。解任命令を出すんですか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） お答えいたします。

事案に応じて委嘱し、またそれが終了次第、解任いたします。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。

次に、議案第26号について質疑ありませんか。

「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

次に、議案第27号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。

これより議案第25号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第25号の討論を終結いたします。

議案第25号、みなかみ町行政不服審査会条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号、みなかみ町行政不服審査会条例については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 続きまして、議案第26号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第26号の討論を終結いたします。

議案第26号、みなかみ町行政不服審査法関係手数料条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号、みなかみ町行政不服審査法関係手数料条例については、原案のとおり可決されました。

議長(河合生博君) 続きまして、議案第27号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第28号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長(河合生博君) 日程第24、議案第28号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第28号についてご説明申し上げます。

本協議は、群馬県東部水道企業団が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となりまして、群馬県市町村総合整備事務組合規約別表2-5事務、これは非常勤職員にかかわる公務災害補償の事務でございますが、これの共同処理を平成28年2月8日から行うため、当組合の規約変更について議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第28号について質疑ありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 新たに加える群馬県東部水道企業団というものの概要がわかったら説明願います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸良昌君） 構成員を申し上げます。太田市、館林市、みどり市、邑楽郡板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織し、平成27年10月1日に設立されたものであります。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。

議案第28号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第28号の討論を終結いたします。

議案第28号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第29号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更について

議長（河合生博君） 日程第25、議案第29号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸良昌君登壇）

町長（岸良昌君） 議案第29号についてご説明申し上げます。

本町では、平成22年4月1日に施行された過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律に基づき、過疎対策事業債等の財政上の特別の措置を受けるために、平成27年

1 2月議会でみなかみ町過疎地域自立促進計画の策定について議決をしていただいております。平成28年から32年の5カ年を期間とする計画が策定されております。過疎対策事業債等の財政上の特別措置を受けるためには、該当事業を計画の中に位置づけることが必要であり、計画策定後に提案された新たな事業を過疎対策事業債を活用して有利に進めるために、計画変更をしようとするものであります。

主な変更点は、教育の振興施策に利根商業高等学校の整備事業としてグラウンド改修、野球場改修、校舎改修、弓道場改修を、交通通信体系の整備施策に町道整備事業として後閑真庭線、今宿池の原線、布施須川線の拡幅や歩道整備等の改良を、さらに産業の振興施策として前山林道改修を追加しようとするものであります。本計画は過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、群馬県が定める群馬県過疎地域自立促進方針に基づき、群馬県との協議を行い承諾を得ておりますが、同じく第6条の規定により、自立促進計画について議会の議決を得る必要がありますので、みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更を提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第29号について質疑ありませんか。

4番石坂君。

4番（石坂 武君） 別紙2に記載のとおり、また、ただいま町長の報告のとおり、基盤整備の項目、また市町村道の項目、それと学校教育関連施設の項目と追加の説明がありました。特に学校教育施設の項目につきましては、利根商業高校の施設の改修等についてということの内容になっておりますが、利根商業高校についてはご存じのとおり、組合立という形で組織されている学校であります。当然、みなかみ地区に施設が設置してあるということの中、ぜひ存続に向けての取り組みということでもありますので、計画自体につきましては反対をするのではなく、むしろ賛成する立場であります。

ただし、組合立ということであるならば、関係自治体の負担割合、分担金等が同時に決められているのが普通であろうと、そういうふうに思われます。また、冒頭の町長の挨拶の中でも、構成団体の協力等については努力していきますという発言もありました。

そこで伺いますが、全員協議会のときにもそういった趣旨の話をさせてもらったやりとりがあるわけですが、その間、今日まで1日間という時間があつたわけですが、関係構成団体に対して働きかけ等をしておりますでしょうか。している場合には、その辺の感触と伺いますか、その辺も含めてお伺いいたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先般も申し述べましたが、学校組合の理事として意見調整をしたかということになりますと、理事会等については開催しておりません。しかし、議員各位もご存じのとおり、理事の構成員は沼田市長、昭和村長、川場村長、片品村長と私でございますので、その間の意見交換についてはこの10日の間にも何回かございました。具体的には、沼田市長と早急に分担率を決めたいというお話は申し上げましたけれども、それぞれ懸案事項のある段階であり、現段階では非常に決めにくいというお話をいただいております。

なお、そのときにほかの村長に対してもそうですが、学校組合として過疎債を利用したいという国に対する要望についての調整結果が、みなかみ町が過疎指定市町村なのでみなかみ町で別枠として過疎債を設定するというについては、再度確認させていただいておりますし、そのことのいわゆる交付税措置されない部分について全額みなかみ町が持つという認識は、どの理事もと言わせていただきますが、持っていらっしゃるいません。何らかの負担は必要だということは認識していただいています。

この間の動きについては以上でございます。

議長（河合生博君） 3番鈴木君。

3番（鈴木初夫君） 今、石坂議員のお話と同じような部分がありますが、この計画変更については利根商業高等学校の校舎改修補助と弓道場改修補助、それとグラウンド改修補助、野球場改修補助についてお聞きしたいんですが、過疎債でみなかみ町が独自に借り入れるというお話を聞いておりますが、一部事務組合の構成市町村での分担方法とかそういうのがまだ決まっていないということですが、今のお話を聞くと早急に話をするということですが、いつごろまでにその分担方法等が決定されるのか、また決定させるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） みなかみ町長としては、なるべく早急に決定してほしいということは繰り返しておりますけれども、それぞれの自治体、それぞれの懸案があって、早急に決定するのに至るまでは難しいという認識を首長は言っております。事務的な調整機関をつくってそれでやっていくということについては、先般、議員各位からもご提案いただいておりますし、まず草案をつくって協議を始めるということについて広域圏の総務部課長会議がございますので、その場を利用するというについては申し入れております。具体的に数字をつくって総務部課長会議が始まったということはまだありません。

議長（河合生博君） 3番鈴木君。

3番（鈴木初夫君） 今、町長は早急に総務課長会議等で広域圏で話をするということですが、我々もこの話を聞いたのは2月24日の全協で初めて聞いたわけなんですけれども、議員に2週間足らずで結論を出せということをおいて、この結論をすぐに出すというのは非常に難しいことだと思います。この話が例えばみなかみ町は独自に過疎債を借り入れてやるという場合は、今後、構成市町村で当初に支払いした部分を今度はみなかみ町に入れてもらうわけですが、それにはやはり高いハードルがあると思います。もしこれがその高いハードルが乗り越せない場合は、どのような方法で町長はやるのか、お考えを聞きたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 時間的経緯が短かったと、ご指摘のとおりだと思います。そして、この間、いろいろな形で議員各位には熱心にご検討いただいた、また説明も聞いていただいたということについては、改めて感謝申し上げる次第です。

改めて正規の場所で申し上げますけれども、みなかみ町が肩代わりすることによって非常に有利な財源計画ができるということの確認を持ちましたのは2月1日でございます。

具体的には総務省の担当課長との折衝、ほぼ30分に及ぶ説明の中で、特例的にそういう方法をとることが可能だというお話をいただいたのは、2月1日でございます。

そして、これは過疎計画に入れなければなりませんし、改めてご説明いたしますが、過疎債、国のほうが利根商分をみなかみ町の使う過疎債とは別枠で認めると。これは言葉としては確証をいただいておりますが、そういう配分があったとしても国からは群馬県に1本で過疎債枠が出てくる。群馬県のほうが各市町村に過疎債の要求に対して枠を配分するということでありますから、これについては群馬県のほうと調整させていただきました。それらを見ながら、2月12日には基本となります利根商改革構想について議会の総務文教委員会にお願ひし、その内容についてはその後2度にわたり議員各位にご説明させていただいたところです。

本日までの期間、短いというご指摘はそのとおりだと思いますけれども、物事が動き出したというのも極めて最近の話であります。なぜそれに対応というものを提案しているかということになりますと、どう考えても他の方法よりも有利だという判断をしてご提案申し上げているところであります。もちろん分担については利根商業高等学校という広域圏で組織している機関でありますので、その分担について形の上でみなかみ町が過疎債で借り入れて、それを補助金の格好で利根商に出すということについては、全ての構成市町村、少なくとも理事は承知しておるといふ事態でございます。

したがいまして、期間が短いということについては認めますし、そしてそのことについて決定してから議員の皆さんにご相談するという期間が短いことは確かですけれども、別にご説明するのをおくらせたということではないということについてはご理解賜りたいというふうに思っております。そして、それぞれみなかみ町が独自の判断で利根商業高等学校に補助したということになると、そのことの責任は一義的にはみなかみ町にあるらうとご指摘のとおりでございます。そして、そのみなかみ町の実質負担部分についてどうしていくんだということについては、前段でお答えしたとおり、構成市町村が無視しているわけではないと。率の決定等についてはもうしばらく待つてほしいというのが現実でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 提案説明の中で県の了解を得ているというか、承認を得ているというふうな説明だったんですけども、これはどこの段階までの承認を得ているのか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸良昌君） 前回の議会でもご説明しましたが、過疎計画を作成するときには議会の同意を求めなさいという規定になっております。それに先立って県の承認を得ることというふうにも書いてございます。したがいまして、本日この提案をするに当たりまして、県のほうに過疎計画の変更、今、項目として申し上げた道路関係、あるいは利根商の関係、そしてもう1点、これについてもこういう過疎計画の変更を承認いただきたい、についてはその承認に基づいて議会に同意を求めると、この業務はやっております。

どこの段階までということについては、担当課から担当課長のところには出ております。

先ほどの説明を続けさせていただきますと、みなかみ町が過疎計画の中に入れて利根商の枠の過疎債を設けるということについては、属人的にいうと群馬県副知事、群馬県総務部長、群馬県市町村課長、ここまで私が直接説明しております。事務作業としては担当課である市町村課に承認を求めているというところまでは進んでおります。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

16番小野君。

16番（小野章一君） この過疎債の関係なんですけれども、追加変更ということがございます。その中で今それぞれの方々から質問がありました。私は1つ、地元の町長としての思いは理解できるわけです。ただし、先ほども出ましたけれども、利根沼田の学校組合というものは、やはり同等に共通した認識の中で進めなければならないということが大前提だというふうに思っております。

これは何かと申しますと、これから負担割合のところになるとどうしても言葉は適切でないかもしれませんが、私はこのぐらいだということが当然として出るわけです。そんなところの中で、理解度からすれば町長はあるところでおさめるんだらうなというふうには解釈しますけれども、今後の時代を迎えるに当たりまして、利根沼田の広域市町村圏の関係の中でゆがみは出てはならんという考えが1つあるわけがございます。そんなところは町長はどのような考えをお持ちでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 当然、利根沼田広域圏で独自に担っている事務は多々ございます。これは広域圏としてやっています。利根商についてはそれとは別に学校組合という別組織を組織して、いわゆる自治体としては別自治体でございます。構成員は繰り返していますように、全く同等でございます。

そして今、小野議員にも認めていただいたように、地元には高校があると、これは地域にとって非常に重要なことだろうという認識を持っております。そしてまた、利根商の歴史を紐解きますと、一番最初は私立として発足し、当時の月夜野町が実質的に私学の経営をやっていた。それについて有利な形での交付金を得るために学校組合立という形に周辺市町村の理解を得て組み立てたと、これは事実で歴史としてありますし、現段階においてもやはりみなかみ町にとって利根商業高等学校が存続し繁栄するということは非常に重要なことだと思っております。

したがって、今のご質問に改めてお答えいたしますと、広域圏というものがきちんとした機能を持っておりますので、これらについておかしなことになるということはないというのは事実でございますし、利根商業高等学校という組織がなくなるわけでも何でもないと思っております。その中に対して、その構成の各構成員がどういう理解をしているのかということになりますと、一番最初からご説明しておりますように、分担率はまだ決まらないけれども、それぞれが責任を持って運営している組合立の利根商業高等学校であると、この認識は共通しているというふうに思っております。

議長（河合生博君） 16番小野君。

16番（小野章一君） ここに挙げてありますことは、当然であれば学校組合というところの中で調

整をした中でのことであるということは、起債という意味では非常に心配な部分があるのではないかというふうに思われます。やはりこの町だけ先行していくということは、どうしても考え方からすれば、思いはあるけれども、利根沼田の学校であるという認識が強くなければ、それなりの答えも各市町村からは出てこないというふうにも想像するわけでありますけれども、そこら辺の考え方を聞きます。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 過疎計画の中に項目を書いて、書いてなければ過疎債は充当できない、書いてあったものが全部できてはいないと、これは今の過疎計画に書いてあるものが優先順位をつけて順次実施しておりますので、既にご存じのとおりでございます。

なお、利根商業高等学校分ということで校舎改修補助云々と4項目並んでおります。この項目については、利根沼田学校組合理事会として国に提出した書類、資料にこれは書いてあります。それを総務省が現物に落とすに当たって、学校組合にいきなり過疎債を認めるのは制度上、不可能であるという判断が下りました。それで黙って下がってくれば、今後の整備に必要なものについては、国の交付金なしで組合構成員の市町村、学校組合が負担していかざるを得ないという状況がありました。それが所在地であるみなかみ町が過疎指定市町村であるので、みなかみ町の過疎債起債ということであれば特例的に認め得ることがあるだろうという議論を、担当課長とたしか1月15日にやったと思います。そのことを改めて県総務部と調整をしながら2月1日に再度出かけて行って協議してきた、要望してきた、そういうことなら特例もあり得るべしというご判断をいただいたのは、2月1日だと先ほど申し上げたとおりです。

なお、両方とも公式の会議ではありませんで、私が総務省の課長の机の前に座り込んでそれぞれ20分、30分打ち合わせをしてきたということですので、公式の会議ということではありませんが、それでいけるという判断をし、先ほどから申し上げておりますように、県であるとか、あるいは利根沼田学校組合の理事である周辺の首長さんとは議論してきたということで、ポイントは何かというと、この項目は利根沼田学校組合として全理事が納得して国に出した要望書の中に立っている項目です。

議長（河合生博君） 16番小野君。

16番（小野章一君） この学校組合の決定に従っての1コマというふうに思っておりますけれども、かねてから実は先ほど2月24日なんだと、初めて聞いたのは。こういうことがあります。実は昨年7月に学校教育委員会、利根商の教育委員会のほうに学校改革の基本構想が答申されたということであろうかというふうに思っております。

今からさかのぼりますと、やはり宿舎等についてはもう既にこの基本計画に沿った形で順次進めているということが現実かというふうに思います。話に聞く中におきますと、その債務保証が6億というふうな形で、これは成功を願うばかりなんですけれども、それが満願にいつて本当にそれだけの機能ができれば、これはそれとして、この学校組合が債務保証をしたとしても各市町村がそれを最終的には全て工事でやっている格好だと思っておりますので、最終的にはそういったものもどんなに有利なものを使おうとしても、そういったものが振り被さってくるというおそれも考えるわけですが、私たちの考えるところは

やはり一部事務組合、学校組合については別なところでの考えということの中で、成功は願いつつも、やはり意見が議員としてその中に食い入ることはなかなかできなかったようにも思うんですけれども、そういったものはそこに任せただよということで今までしてきたというふうに思っております。

そんな関係で今既に始まったわけではないんです。最終的には何をおそれるかといいますと、その基本構想をできた時点でこれからはということで、利根沼田の各地区の議会の決定が最終的になされるのが負担額なんです。そこで1円でもいやだといわれれば出てこない。そこで心配なのが、みなかみ町のこの過疎債の適用なんです。町長の願い、思い、私たちの願いも一緒だと思うんですけれども、やはり共同体としての共通認識がないと、そこに大変な問題が生じるのではないかと先に心配することもあるし、また利根商には発展してほしいという気持ちもありますけれども、そこら辺のところ非常に心配なことでありますので、いつも言っているんですけれども、共通認識の中で十分に協議してくださいというお願いをしてきたわけであります。

そんなことで今始まったわけではないし、なぜ24日なのか、それは物事の順序の中で、いろいろ交渉事の中でそこまで引きずったということもあろうかと思えますけれども、やはり基本構想は今年の7月にできていました。それがあらわれたのも2月24日です。どういうふうに見ておりますか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほど寮の建設のお話ありがとうございました。寮の建設についても、改革基本方針に基づいているとご指摘のとおりであります。改革基本方針については、委員会を立てて学校組合の教育委員会が設定したということになっております。そして、寮の契約等については、学校組合という自治体のほうで判断して、その責任で契約しているというのがあります。そして、ほかのものについても、今までどおり、学校組合という1つの自治体が判断して進めればよかったんですけれども、繰り返しになりますが、そこに過疎債というのが前に言ったように使えないということだったものですから、過疎債を使うにはみなかみ町がということがあるので改めてみなかみ町の問題になったと。構成員としてのみなかみ町の問題というのはもともとありますけれども、みなかみ町独自の問題になっていると。

そして、改めてご相談しているところですし、先ほど言いましたように、それについていけると、いく手段としてあると、これはあえて私がと言わせてもらいます、判断したのは2月1日です。その段階で全員協議会等の日どり等が設定されておりました。そのこともあって、それより1日でも早くということよりも設定されている全員協議会でご説明すればいいと、その判断をしたと。その間の話とそこからの話と、両方ともご指摘のように時間が短いというのは事実だと思います。

物事が動き出して、そういう解決方法ならとれるということがある程度わかってきたのが時間がなかったということですし、今、小野議員がご指摘の改革方針が出て、そのことが議員各位にご説明できていないと。これはこの間の会合のときにも率直に謝罪いたしました。これは何かというと、その改革検討案をつくったのは誰かということ、先ほど言った

ように利根商業高等学校の教育委員会ですし、それ下部組織の検討会ができました。とは言いながら、この検討がなぜできたかという、みなかみ町議会が26年度、27年度に補助金を出してあげたから、その補助金を使って案ができたということですから、補助金を出した主体としてのみなかみ町並びにみなかみ町議会にその結果は早く報告しておくべきだったと、これはご指摘のとおりでございます。先ほど言ったように改めてそこところには謝罪いたしますし、それらの内容について学校組合の責任として1つずつ動いてきたということも、これもまた事実でございます。

以上、期間あるいは改革検討案がみなかみ町議会に対しての説明が遅かったということについて、改めて謝罪させていただきます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 今回の追加は5億円というふうなことなんですけれども、今回のやり方はちょっと性急だったなというふうには考えているところです。まだ利根商の問題というのはいろいろあると思うんですけれども、一番本体の校舎とかそういうふうな耐用年数とか、それから改革はどうかだとか、その辺のところはどういうふうな見通しを立てているのか。一番心配なのは、こういうやり方がスジヤの本体までいってしまうと困るなと私は思っております。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸良昌君） 個別にこの施設、あの施設というのはあろうかと思えます。逆の説明をさせていただきます。この間、皆さん方もご存じのとおり、利根商業高等学校には平成20年に県立化要望というのが出ておりました。その後、県立化を取り消して組合立でいきたいという公式な決定、並びに実質的にそれで動いていた期間にずれはありますけれども、県立化という要望に対して県のほうから県立化に当たって施設の耐震補強、その他の改修を進めるようにという指導があり、利根商業高等学校の基金を使って校舎等の改修、耐震化等については進めてきたところです。現況でおおむねそれについては対応できているというふうに思っております。

今回の施設等につきましては、利根商の改革基本構想には、今後発展するため、この地に高校を残すためにはどうかという結論に基づく項目が4項目並んでいるところです。なおかつ、これについては5カ年の計画としてこの4項目というのをのせておりますけれども、先ほどご説明しましたように、個別の案件として1つ1つ順次どういう優先順位でいつやるのかと、これについてはまさにみなかみ町の過疎計画の中にのせていただくという話ですから、みなかみ町として判断して進めていくという主体性はみなかみ町にあるんだと思っております。

今の原澤議員のご質問に答えますと、今のところ早急に利根商業高等学校のこの施設を直さないと困るよという施設はありません。発展のためにここに挙げた4項目については、この計画でいいますと5カ年のうちにやっていきたいという計画になりますし、この項目に当たるものの実際の起債については改めてみなかみ町議会のほうでご審議いただくという形になります。

議長（河合生博君） 13番原澤君。

13番（原澤良輝君） もう一つ、この5億の計画の中に実際は町の負担にしなくてはいけないのがあって、道路を開通させたことによって利根商のほうのグラウンドを改修するみたいなので、利根商の負担にするにはきついなというのがるんじゃないでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） それは都市計画道路を設置したときの話だと思います。あれについては道路を設置した主体であるみなかみ町として、近隣者であります利根商業高等学校に安全のための施設を設置するという補償義務があります。しかし、それが概算でおおむね9,000万円かかるということがありましたので、実はみなかみ町の過疎債としてそれを立てれば実質負担が9,000万円もかからないということで、今ペンディングになっているということであります。

ですから、これは主体が似ていますので何とも言えませんが、民間の方だとするとあのときの9,000万円という補償金はまだもらっていないよと、あれをくれれば、うちは財布が回るよという言い方はできるんだと思いますけれども、これはやはりトータルとして町が有利な方法というのを考えていくのが適切だろうと思っております。

したがって、野球グラウンドの改修というのは項目に入っております。その中で、ネットフェンスというのは当然考えていきますけれども、言ってみれば、町が補償主体であるやつの金も払っていないのに、その部分については利根商業高等学校がやるとしていたのを、今度はみなかみ町が金を借りて肩代わりしてやるよと、ぐるぐる回っているような話になります。今の原澤議員の話に率直に答えますと、みなかみ町としては利根商業高等学校に補償金9,000万円を払っていないという事実はあります。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第29号の質疑を終結いたします。

これより議案第29号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

3番鈴木君。

（3番 鈴木初夫君登壇）

3番（鈴木初夫君） 議案第29号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更について反対討論を行います。

近年、少子化が進み、利根沼田において平成27年3月末現在、ゼロ歳児が512人となり、将来の高等学校のあり方について早急に対応する必要があると考えます。今回提出された議案第29号は、利根商への補助金を交付するための計画変更が主なものとなっておりますが、道路改良等については反対するつもりではありません。

また、地元みなかみ町にある利根商の存続のための魅力ある学校づくりについても、理解できますし、町長の熱意も感じます。しかし、利根商業高等学校は一部事務組合の構成市町村で運営されております。いわば1つの自治体のようなものです。そこにみなかみ町が独自に補助金を交付するという事は理解できません。国や県が今なら承認するが次年

度以降はわからないといいますが、構成市町村の十分な協議もないまま、独自に起債を起こすことはみなかみ町の将来に不安が残ります。早急に一部事務組合の構成市町村と負担方法についての合意を得てから、過疎地域自立促進計画の変更を協議すべきと考え、反対討論といたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

16番小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 16番の反対討論を行います。

議案第29号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更について反対の立場で討論させていただきます。

主な内容につきましては、今、議会提案の変更、追加分である学校教育の充実の中にある利根商業高等学校の支援として、校舎の改修、運動場の整備等を新たに盛り込んでの提案であります。学校教育の充実、それに伴う各施設の整備を否定するわけではありませんが、みなかみ町にあるただ1校の利根商業高等学校は、町内にあるとはいえ、利根沼田学校組合が運営主体であります。この過疎債利用のために本計画に盛り込まれたことが議会に対し説明されたのは、先ほども申し上げました正式には2月24日で、ついこの間あります。かねてより学校組合側より利根商業再建に当たり、その計画に基づく請願も、陳情もなく、また学校組合を構成する1市1町3村それぞれの考えも全く見えない中でのみなかみ町としての過疎計画追加提案であります。

利根商を活力ある学校にするには何が必要か、それに対する組合側の決意がなければなりません。まず、学校再建の意気込みと、それに対する負担等については、各市町村に持ち帰って協議されることが最も大切なことだと思います。現時点では当然この件に関しての共通認識が見られません。また、説明不足も甚だしい中での提案としか思えません。

利根沼田学校組合の対応であります。

一部事務組合、利根沼田学校組合もそうありますが、費用については全額公費であります。その組合に構成員として参加できるのは、執行者である町長と議会議長であります。今回の提案につき利根商教育委員会事務局へ議事録の調査を申し入れたところ事務局長の回答は、以前より記録は持っておりませんということでありました。その時点で面談を申し込み、40分ほどの時間、今までの経緯について伺ったものの得るものはなく帰り、その後議事録は利根商事務局にはないそうですと、この問題を勉強会にいる人たちに報告させていただきました。そんなはずはないということの中では、前議長経験2名、また議会事務局長経験1名ということでありました。その折、その人たちが利根商教育委員会事務局のほうに問い合わせたところ、議事録はありますという返事でした。議員の一員として今までの経過を知った上での判断、調査であるはずが、そうでなかったということ、この隠す行為は何なのかと疑う結果になったのはとても残念で許しがたいです。このような学校組合の不適切な対応に一言抗議を申し上げます。

また、既に利根商改革構想の中で進められた寄宿舎建設についても、学校組合の債務保証であると思います。いずれ各市町村に負担が発生した場合、その過疎債同様、誰が負担

するのか、それが現時点で町民負担にならないことを前提に議論が必要と思います。これらについても十分な説明があったとは認められませんので、以上を申し上げまして反対討論とさせていただきます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第29号の討論を終結いたします。

議案第29号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、議案第29号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時に再開いたします。

（12時07分 休憩）

（13時00分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第26 議案第30号 町道路線の廃止について

議案第31号 町道路線の認定について

議長（河合生博君） 日程第26、議案第30号、町道路線の廃止についてから、議案第31号、町道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第30号及び議案第31号について一括して提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、町内の道路について現在認定されております町道11路線を廃止し、新たに13路線を認定するものであります。

議案第30号では、下牧地区の太陽光発電施設の設置及び藤原地区の土地改良換地のための路線移動などの理由で9路線、月夜野地区の道路改良工事を原因として2路線、合わせて11路線、総延長3,917.2メートルを廃止するものであります。

議案第31号では、先ほどご説明した廃止路線のうち8路線を再認定するとともに、土地改良換地のための路線移動などを理由に5路線を新規認定し、合わせて13路線、総延長3,678.41メートルを認定するものであります。

参考のための位置図等を添付しておりますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第30号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

次に、議案第31号について質疑ありませんか。

7番中島君。

7番（中島信義君） 先ほど町長からそういった説明がありました中で、水上地区で2カ所ほどちようど認定というのがあります。水上地区においてはそういう土地の国土調査が入っていないことから、かなり認定されていない道路があるかと思えます。今回、こういう形で見たと、新しく認定されたところがあります。それらについては今使っている道路ということになるかと思えます。

では、ここを廃止しますといったところについては、その後に廃止した後は町道でなくなるからどういう形の道路になるのかということと、この認定の中で新しく認定したところで記号で白の三角、赤線で丸というようなことが、藤原の大沢と綱子地区であるんですが、これは6、7ページですか、この部分についてこの記号という扱いがどういうふうになるのかお聞きします。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 上田宜実君登壇）

地域整備課長（上田宜実君） ご質問にお答えいたします。

廃止及び認定の関連でございますけれども、廃止する箇所につきましては供用に属していない部分について廃止させていただくような格好となります。ただ、今回ご提案させていただく内容でございますけれども、ほとんどの路線につきましては延長、位置等の変更により一旦廃止をしていただき、再度再認定をさせていただくというような路線が主でございます。そのほかに新規認定という路線が水上地区においては2路線ございます。

その部分の記号の説明でございますけれども、丸の先が矢印になるという形でございます。これは起点、終点を示しております。丸の位置が起点となりまして矢印の最後の先端部分が終点という表現で、今回表現をさせていただいております。よろしくお願いたします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたします。

議長（河合生博君） これより議案第30号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第30号の討論を終結いたします。

議案第30号、町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第30号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

議長(河合生博君) 続きまして、議案第31号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第31号の討論を終結いたします。

議案第31号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第31号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第32号 平成27年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について

議案第33号 平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
について

議案第34号 平成27年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)に
ついて

議案第35号 平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
について

議案第36号 平成27年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)につい
て

議長(河合生博君) 日程第27、議案第32号、平成27年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についてから、議案第36号、平成27年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)についてまでを一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第32号から議案第36号まで一括してご説明申し上げます。

まず、議案第32号でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,589万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億256万2,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、人事異動及び給与条例改正に伴う職員人件費の減額であります。また、職員人件費以外の主なものでは、2款総務費では、1項総務管理費2億9,587万5,000円の増額は、特殊車等維持購入基金管理事業、公共施設管理基金管理事業、ふるさと納税推進事業、みなかみ・水・「環境力」基金管理事業によるものが主なものであります。

3款民生費では、2項児童福祉費8112万9,000円の減額は、月夜野地区こども園整備支援事業が主なものです。

4款衛生費では、1項保健衛生費1,080万3,000円の増額は、国民健康保険特別会計繰出事業が主なものです。

8款土木費では、2項道路橋梁費1,455万8,000円の増額は、道路維持管理事業が主なものです。

9款消防費では、1項消防費844万6,000円の増額は、利根沼田広域消防運営費負担事業です。

10款教育費では、7項保健体育費869万3,000円の増額は、月夜野総合グラウンドサッカー場整備事業が主なものです。

財源となる歳入補正の主な内訳ですが、町税9,700万円の増額は、町民税及び固定資産税が主なものです。

交付金の増額は、地方消費税交付金が主なものです。

国庫支出金4,654万1,000円の増額は、社会資本総合交付金(街路)が主なものです。

県支出金9,673万1,000円の減額は、森林林業再生基盤づくり交付金が主なものです。

寄附金1億640万円の増額は、ふるさと寄附金が主なものです。

繰入金5,050万9,000円の減額は、財政調整基金繰入金が主なものです。

町債7,750万円の減額は、町道真政悪戸線整備事業が主なものです。また、平成27年度から28年度への繰越明許は、第2表のとおりであります。関係機関や地元等との調整に不測の日数を要する事業等、年度内に事業が完了できないため、総額で11億183万8,000円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第33号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,047万4,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,311万7,000円とするものです。

歳出補正につきましては、3款後期高齢者支援金等764万円の増額は、後期高齢者支援金事業です。

7款共同事業拠出金1,510万1,000円の増額は、保険財政共同安定化事業拠出金事業が主なものであります。

財源となる歳入補正につきましては、国民健康保険税5,100万円の減額、前期高齢者交付金3,182万5,000円、共同事業交付金1,689万8,000円及び繰入金1,667万2,000円の増額が主なものであります。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第34号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億693万5,000円とするものであります。

歳出補正につきましては、2款保険給付費1億660万8,000円の減額は、介護サービス事業が主なものであります。

8款予備費2,000万円の減額は、歳出予算の調整に伴うものであります。

財源となる歳入補正につきましては、保険料2,620万円及び支払基金交付金4,836万3,000円の減額が主なものであります。

以上が介護保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第35号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,980万円とするものであります。

歳出補正につきましては、2款下水道事業費652万6,000円の減額は、流域下水道維持管理費負担事業が主なものです。

財源となる歳入補正につきましては、町債640万円の減額が主なものです。また、繰越明許につきましては、関係機関等との調整に不測の日数を要する等のため3,041万2,000円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容であります。

次に、議案第36号についてご説明申し上げます。

収益的収入は275万円を減額し、総額4億4,425万円とするもので、他会計補助金の減額であります。

収益的支出は108万7,000円を増額し、総額4億3,460万5,000円とするもので、給与費の増額が主なものであります。

資本的収入は176万1,000円を減額し、総額8,823万9,000円とするもので、企業債の減額であります。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

以上、議案第32号から議案第36号まで一括して説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第32号、平成27年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。

10番林君。

10番（林 一彦君） 49ページなんですけれども、商工費、観光費の15節工事請負費のブロンズ像設置とトイレ改修工事についての詳細のご説明をお願いいたします。

議長（河合生博君） 観光課長。

（観光課長 澤浦厚子君登壇）

観光課長（澤浦厚子君） お答えいたします。

観光センター費のところのトイレ改修費なんですけれども、これにつきましては、観光センターの1階のトイレが今まだ和式トイレになっておりますので、そのところを洋式に改修させていただきたいということです。

ブロンズ像の設置工事なんですけれども、これにつきましては、昨年、たくみの里の銀と七宝の家の橋本さんより2014年にお亡くなりになったご主人の彫刻を寄贈したいという申し出がありまして、それが総合政策課のほうにあったわけなんですけれども、多くの方に見ていただく場所がいいのではないかとということで、観光センターの敷地内に設置するというので今回計上させていただきました。場所につきましては玄関の左側ということで、屋外ではありますが、そこに設置をさせていただくというものでございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

4番石坂君。

4番（石坂 武君） 21ページの一番上の地域振興費なんですけれども、合併10周年記念事業の負担金補助の530万円についてどのような内容の補正なのかということ。

次に、27ページの一番下から28ページにかけてなんですけれども、温泉施設費でまんてん星の湯の負担金補助が2項目あるわけなんですけれども、これは突然の故障等による補正なのか、あるいは老朽化によるものなのか。

それとページをまたいで、風和の湯の状況についても同じ質問をさせていただきます。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） お答えいたします。

まず、合併10周年記念事業の関係でございますが、予算については6,800万円の予算を組まさせていただきました。そのうち補助金が5,700万円ということで、1,100万円の事業収入並びに企業の協賛金を見込んで予算を組まさせていただきました。実際に執行したところ、事業収入、それから企業の協賛金が思うように集まらなかったと。その部分が財源不足ということになりましたので、その分の補正をお願いしております。

それから、温泉センターの関係でございますが、まずまんてん星の湯については老朽化、それから突然という両方が当てはまる案件でございます、もう既に設置してから十数年たっておりまして、ろ過機については通常10年が耐用年数といわれているんですけれど

も、その耐用年数を過ぎておまして老朽化していたところに、機能しなくなったということが重なって予算のお願いをしております。

それから、風和の湯についても、熱交換器、これについてもやはり十数年がたっておりまして、制御装置ともども機能しなくなってしまいまして温度調整がうまくいかなくなってしまうということで、今回予算をお願いしております。

以上でございます。

議長（河合生博君） 石坂君。

4 番（石坂 武君） 地下タンクのほうは。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） 地下タンクについても、地下タンクの中にどのくらい残量があるかというのをはかる機械があるんですけども、それが機能しなくなってしまったということで、それをかえる工事でございます。

議長（河合生博君） 4 番石坂君。

4 番（石坂 武君） 老朽化のみならず突発的なのということが、全てに当てはまるということではないのかという確認です。

それと、そうでないとすると、今回の新年度の予算にのせるべきものもあったのかなということで、その辺のことを確認したいと思います。

議長（河合生博君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） 現実的にはほとんどの温泉センターにおいて老朽化が激しいという施設が見られます。ただ、当初予算の中にそれらを全部修繕するというような予算をなかなか組めませんので、現実的には何か不具合が生じたときに予算措置をしているというのが実情でございまして、この件についてもそれが当てはまる案件でございます。

したがって、28年度の当初予算にこういったことを盛り込んであるかということであれば、なかなか盛り込めないというのが現状でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

13 番原澤君。

13 番（原澤良輝君） 46 ページの里地里山保全整備事業の委託費なんですけれども、委託料として1,900万円を再度補正して、既に予算化してあるのも合わせて3,300万円くらいを繰り越すするというふうな形になっているんですけれども、全体の事業というところの追加の事業の関係はどうなっているんですか。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

今年度27年度で県民税をいただいているのが約5,000万円ほどいただいておりますので、現在事業を進めているわけですが、土地の調整等になかなか時間をとっておりますので、残りあと十数ヘクタールを繰り越させていただきたいということで、予算を提案さ

せていただいております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第32号の質疑を終結いたします。

これより議案第32号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第32号の討論を終結いたします。

議案第32号、平成27年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号、平成27年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 次に、議案第33号、平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第33号の質疑を終結いたします。

議案第33号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第33号の討論を終結いたします。

議案第33号、平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号、平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） 続きまして、議案第34号、平成27年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第34号の質疑を終結いたします。

議案第34号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第34号の討論を終結いたします。

議案第34号、平成27年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第34号、平成27年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

議長(河合生博君) 続きまして、議案第35号、平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第35号の質疑を終結いたします。

議案第35号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。

議案第35号、平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号、平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

議長(河合生博君) 続きまして、議案第36号、平成27年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について質疑はありませんか。

13番原澤君。

13番(原澤良輝君) 7ページの31行目に損益計算書の予定が出ていますけれども、この当

年度の未処分利益剰余金というのが3億9,032万5,000円となっているんですけども、これを上から足し上げてくると合わないような気がするんですけども、足し上げ方を教えていただければと思います。

議長（河合生博君） 原澤議員、もう一度、最後のほうを正確に話してください。

13番（原澤良輝君） 7ページの一番下のところで、当年度の未処分利益剰余金3億9,032万5,000円が上から私の足し上げですと合わないんですけども、足し上げ方を教えてもらえればと思います。

議長（河合生博君） 生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） お答えいたします。

前年度損益欠損金2億5,847万2,000円と、その他未処理剰余金返納額6億4,441万4,000円からこの2億5,847万2,000円を引きまして、当年度純利益438万3,000円を足すと3億9,032万5,000円となると思います。

議長（河合生博君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第36号の質疑を終結いたします。

これより議案第36号について討論に入ります。

反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。

議案第36号、平成27年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号、平成27年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第28 議案第37号 平成28年度みなかみ町一般会計予算について
議案第38号 平成28年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第39号 平成28年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第40号 平成28年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第41号 平成28年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
議案第42号 平成28年度みなかみ町水道事業会計予算について

議長（河合生博君） 日程第28、議案第37号、平成28年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第42号、平成28年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第37号から議案第42号まで一括してご説明申し上げます。

議案第37号でございますが、一般会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億6,000万円と決めました。前年度対比1.9%の減であります。

歳出の主な内容を申し上げますと、1款議会費1億3,957万5,000円は、議員報酬地方議会議員共済会負担金等であります。

2款総務費19億7,934万4,000円では、総務管理費が16億8,624万円で、主な内訳は職員人件費等の一般管理費7億7万4,000円、財産管理費2億6,099万円、企画費2億4,499万5,000円及び環境政策費1億2,243万4,000円などです。また、その他の主なものは、徴税費2億432万8,000円、戸籍住民基本台帳費6,124万円です。

3款民生費27億3,264万2,000円では、社会福祉費が18億852万7,000円で、主なものは障害者福祉費4億4,375万円、介護保険費3億9,969万8,000円及び後期高齢者医療費3億8,936万5,000円です。また、児童福祉費9億2,407万2,000円は、児童手当費等の児童措置費2億4,226万6,000円及び保育等施設費5億4,827万5,000円などです。

4款衛生費12億8,706万8,000円では、保健衛生費5億897万2,000円及び清掃費6億1,304万3,000円などです。

5款労働費1,610万8,000円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金です。

6款農林水産業費7億9,946万円では、農業費が6億6,692万5,000円で、主なものは農業振興費1億2,184万6,000円及び農地費3億1,937万7,000円です。

7款商工費5億7,914万5,000円では、観光費4億9,323万6,000円は観光振興費1億5,874万2,000円及び観光施設費1億2,297万8,000円などです。

8款土木費は17億8,328万5,000円で、道路橋梁費7億542万5,000円では道路維持費1億4,204万4,000円、道路新設改良費1億3,139万3,000円及び除雪費2億6,416万3,000円などです。都市計画費8億7,319万2,000円では、主なものは都市整備費3億6,996万6,000円及び公共下水道費4億1,935万3,000円などです。

9款消防費5億1,338万9,000円は、利根沼田広域消防運営費負担事業3億3,889万円が主なものであります。

10款教育費は、14億7,893万2,000円で、小中学校トイレ改修事業等の教育

総務費 2 億 8,050 万 7,000 円、利根沼田学校組合教育施設整備補助金交付事業等の高等学校費 5 億 7 万 2,000 円及び学校給食費 2 億 3,308 万 1,000 円が主なものです。

1 2 款公債費 2 億 1,757 万 7,000 円は、町債の元利償還金及び一時借入金利子であります。

1 3 款諸支出金 3 万 3 千 4 百 4,000 円の主なものは、土地開発公社に対する利子補給金等であります。

次に、財源となる歳入の主なものは、町税 3 億 5,000 万円、地方消費税交付金 4 億円、地方交付税 4 億 2,000 万円、国庫支出金 8 億 5,180 万円、県支出金 6 億 9,261 万 1,000 円、繰入金 6 億 5,460 万 8,000 円及び町債 1 億 4,920 万円などです。なお、地方交付税等の依存財源については国の地財対策等を参考として、また町税等の自主財源については過去の実績や最近の傾向等に基づき算出したところであります。

債務負担行為については、第 2 表のとおりであります。施設の指定管理等について平成 29 年度以降も債務負担行為の設定をお願いするものであります。

また、地方債ですが、第 3 表のとおり、総額は 1 億 4,920 万円です。内訳は臨財債 5 億 5,000 万円、過疎債 4 億 7,600 万円、合併特例債 4 億 2,320 万円です。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第 38 号についてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2 千 0 万 0 円と決めました。前年度対比 2,100 万円、0.6%の増であります。

歳出の主なものは、2 款保険給付費 1 億 9 千 4 百 4 万 5,000 円は、療養諸費 1 億 7 千 5 万 0 千 7,000 円、高額療養費 2 億 2,615 万円等です。

3 款後期高齢者支援金等 3 億 9,433 万 9,000 円は、社会保険診療報酬支払基金への納付金です。

7 款協働事業拠出金 6 億 9,959 万 8,000 円は、市町村間の平準化を図る目的で国保連合会への拠出金です。

財源となる歳入の主なものは、国民健康保険税 6 億 5 千 5 万 0 円、国庫支出金 7 億 3,042 万 4,000 円、前期高齢者交付金 6 億 3,412 万円、共同事業交付金 6 億 9,959 万 7,000 円、繰入金 3 億 8 千 4 万 2 千 5,000 円です。

以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に、議案第 39 号についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,200 万円と決めました。前年度対比 1,100 万円、4.0%の減です。

歳出の主なものは、1 款総務費 4 億 6 千 9 万 4,000 円は、総務管理費 1 億 5 千 8 万 1,000 円及び徴収費 3 億 1 千 1 万 3,000 円です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 3,823 万 2,000 円は、保険料及び事務費

負担金であります。

4款保健事業費807万2,000円は、健康診査事業であります。

財源となる歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億4,436万9,000円、繰入金9,836万円、繰越金1,038万1,000円であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第40号についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億100万円と決めました。前年度対比2,900万円、1.1%の減であります。

歳出の主なものは、1款総務費3,220万6,000円は、総務管理費490万2,000円、徴収費351万1,000円及び介護認定審査費2,342万3,000円などであります。

2款保険給付費23億円は、介護サービス等諸費20億9,484万円、介護予防サービス等諸費5,405万円、高額介護サービス等費4,485万円及び特定入所者介護サービス等費9,913万円が主なものであります。

3款地域支援事業費1億3,928万4,000円は、介護予防事業費1億880万5,000円及び包括的支援事業費2,707万8,000円などであります。

財源となる歳入の主なものは、保険料4億6,050万円、国庫支出金6億1,916万8,000円、支払基金交付金6億7,439万3,000円、県支出金3億6,133万4,000円及び繰入金3億6,341万5,000円であります。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に、議案第41号についてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億700万円と決めました。前年度対比6,500万円、6.2%の増であります。

歳出の主なものは、2款下水道事業費5億4,963万2,000円は、公共下水道費1億4,673万5,000円、特定環境保全公共下水道費2億1,175万9,000円及び流域下水道費1億8,137万円などであります。

3款公債費4億8,500万円は、長期償還元金及び利子であります。

財源となる歳入の主なものは、使用料及び手数料2億4,281万円、国庫支出金1億1,350万円、繰入金4億1,935万3,000円及び町債2億7,570万円であります。

以上が下水道事業特別会計の概要であります。

次に、議案第42号についてご説明申し上げます。

水道事業会計の収益的収入では、1款上水道事業収益2億4,349万8,000円及び2款旧簡易水道事業収益1億9,250万2,000円の主なものは、水道料金及び一般会計補助金であります。

収益的支出では、1款上水道事業費2億1,687万3,000円及び2款旧簡易水道事業費2億1,712万7,000円の主なものは、営業費用の動力費、職員人件費及び減価償却費となっており、営業外費用では企業債利息であります。

資本的収入では、1款上水道事業資本的収入2億2,448万6,000円は、国庫補助金、企業債及び一般会計補助金であります。

2款旧簡易水道事業資本的収入5,251万4,000円は、一般会計補助金であります。

資本的支出では、1款上水道事業資本的支出2億9,216万円の主なものは、建設改良費の猿ヶ京浄水場建設工事及び谷川地区排水施設改良工事、また企業債償還金であります。猿ヶ京浄水場建設工事は、老朽化した猿ヶ京地区及び東部地区の2つの浄水場を統合するため、平成28年度から3年間の継続事業として総額7億8,840万円での実施を予定しております。

2款旧簡易水道事業資本的支出1億984万円の主なものは、建設改良費の大穴・藤原地区の老朽管更新工事及び企業債償還金であります。

以上が水道事業会計の概要であります。

議案第37号から第42号まで一括して説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

後日の連合審査会で質疑以降を行う予定であります。

お諮りいたします。

議案第37号、平成28年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第42号、平成28年度みなかみ町水道事業会計予算についてまでの質疑以降については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号、平成28年度みなかみ町一般会計予算についてから、議案第42号、平成28年度みなかみ町水道事業会計予算についてまでの質疑以降については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（河合生博君） 暫時休憩いたします。1時50分に再開をいたします。

（13時45分 休憩）

（13時55分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議長（河合生博君） 訂正箇所がありますのでお聞きください。

生活水道課長。

（生活水道課長 高橋孝一君登壇）

生活水道課長（高橋孝一君） 訂正箇所がありますのでお聞きください。

先ほどの原澤議員の質問なんですけれども、言った計算どおりだと460円違ってきますので、これを差しかえさせていただきたいんですけれども、調べたら単純な計算間違い

202人で高齢化率44.9%となっております。

次に、65歳以上の方で病院や施設などに入院・入所中の方を除いた平成27年6月1日現在のひとり暮らし高齢者等の調査結果でございますが、ひとり世帯が37世帯、二人暮らし世帯は36世帯、また65歳以上の3人以上で生活されている世帯は1世帯となっております。

次に、介護サービスを受けている方ですが、昨年12月末日現在で50名の方が要介護認定を受けており、そのうち45名の方が介護サービスを利用して、5名の方が要介護認定を受けたけれども介護サービスは利用していないという状況となっております。また、要介護認定を受けている方の世帯状況でございますけれども、ひとり暮らし世帯は12世帯でございます。ひとり暮らし世帯のうち同居していた配偶者の方が介護施設や医療機関を利用されているために、現在はひとり暮らしとなっている世帯が2世帯ございます。また、二人暮らし世帯は7世帯で、そのうち二人で要介護認定を受けている世帯が4世帯となっております。

以上でございます。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

- 6番（林 誠行君） 私がこの数軒の訪問の中でデイサービスを受けている方が2世帯ありました。奥さんが倒れて二人暮らしの世帯、それから夫婦二人でデイサービスを受けている方がおりました。週3日のデイサービスということだったんですけども、車の渋滞なんかも心配してということがあるようなのですけれども、何か土曜日は休んでくださいというような対応をとられていると聞きます。何人ぐらいの方にそうした対応をとられているのか、介護事業所がやっていることと言ってしまうとそれまでなんですけれども、デイサービスは1日でも高齢者の方は楽しみにしていると。最初はいやだと言っていた人も、行き始めると楽しくて行っているんだよというような話も聞きます。その辺のところではいかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 内田 保君登壇）

町民福祉課長（内田 保君） お答えいたします。

それでは、最初に町内のデイサービス等の事業所の状況でございますけれども、町内には群馬県が指定している通所介護のサービスを提供している事業所が13事業所、町が指定・監督している認知症対応型の通所介護事業所が1事業所あります。利用定員につきましては10名となっている小規模な事業所から、35名まで受け入れ可能となっている事業所までさまざまな状況となっております。

これらの在宅サービスを利用する場合には、居宅介護支援事業所のケアマネージャーが利用者の心身や生活の状況に合わせて介護サービス計画を作成し、要介護状態の区分等に応じた利用限度額の範囲以内で、保健、医療、福祉等のさまざまなサービスを利用することが可能となっております。

藤原地域でデイサービスを利用されている方なんですけど、15名いらっしゃるというこ

とで聞いております。月曜日から金曜日の平日に利用されている方が大半なんですけど、1年ほど前から社会福祉協議会の水上デイサービスを利用されている2世帯の3名の方が、土曜日にデイサービスを利用されているというお話でした。その方たちに対しまして、1月から3月までの3カ月間という期間限定で、土曜日のデイサービス利用を控えることになっているとの情報が得られました。これにつきましてはデイサービス利用者の家族の方から、降雪時のデイサービス利用において車両の出入り口を確保するために玄関から道路までの除雪をしなければならず、この作業が大変であることから土曜日のデイサービスは利用を控えたいという申し出がありまして、それを受けてケアマネージャーを通じて利用者とサービス提供事業者が合意したというような内容ということで伺っております。

以上でございます。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） そうすると、本人からの申し出というのが基本でしょうか。何か介護事業者のほうから休んでくださいというような話らしいんですけども、本人からの申し出ということのあれはどうかかなと思ってるんです。何か聞いた話ですと、俺は3日の予定だったけれども、これから2日しか行けないというような話になっているようなんですけども。

議長（河合生博君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 内田 保君登壇）

町民福祉課長（内田 保君） お答えいたします。

デイサービスを利用されている方は水上のデイサービスセンターを利用されているというようなお話でありまして、こちらで社協に確認しましたところ、ご家族の方からそのような申し出があったということで話を聞いております。

以上です。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 確かに雪の影響ということでは心配だと思うんですけども、ぜひこのデイサービス、1日でも多く対応していただきたいなという思いで質問させていただいています。訪問したときには、車の渋滞なんかは幸知あたりで大変な渋滞をして困ったというような話も確かに聞いております。奥さんが倒れたご主人からは、男手では大したことができない、空いている保育園でも使って1食でも対応してもらえないかというような要望が寄せられていました。入浴も1日でも多く実現させていただきたいと思います。

地域がら何らかの手立てを尽くすべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 全般的なお話になりますけれども、身体能力が低下していらっしゃる方だとか、あるいは認知症の方、それらの方々にはさまざまな問題や病気を抱えていらっしゃる。それで生活していかなければいけないという高齢者の方が、大変多くふえてきているというのは事実だと思います。そして、介護が必要な状況になったとしても、住み慣れた地域

で安心して暮らし続けていけるようにすると。これについては本当に大きなテーマで、地域の中の介護だけではなくて、医療であるとか、あるいは介護予防、そして生活支援、これらについて全体として組み立てていかなければいけないということで、これがいわゆる包括ケアといわれているようなことだと思っております。

現在、包括ケアシステムの確立というのは町内で非常に重要でございまして、昨年来、町内の医療、あるいは福祉の関係者、大変多くの事業者の方が会を組織されて、医療と介護の連携に関する取り組みというものを熱心に検討していただいております。これらについてそれぞれの専門の立場から地域の高齢者の方々をどのように支えていくか、各機関がどう協力させていくかという視点で協議されていらっしゃると思います。これについては町として包括ケアシステムの確立ということで、この事業者の会からのご提言を期待して待っているというのが現況でございます。

町としましてということになると思いますが、介護保険制度で求められております医療と介護の連携に対する取り組みを強化する。そしてまた介護予防、生活支援といった分野についても第三者機関を設立して、今、ご指摘のありましたように地域ごとに課題も違うと思えますし、また問題点や特徴もあると思えます。これらを洗い出して対策を講じていくというような取り組みをなるべく早く行っていきたいというふうに思っているところでございます。具体的にご提言が事業者の会から出てくるとことは専門家の分析結果でするので期待しているところでございます。

この間の包括ケアの勉強会のときにもお話がありましたけれども、いわゆる騎馬戦型から肩車型に、そして担ぐ人のほうが少なくなっているという状況のときに、年齢だけではなくて高齢者という方で元気な方は非常に多くなっていますので、担ぐ側に回っていただくと。担ぐ側というのは、個別のいろんな支援、私ならできるということを組み立てて、地域の包括的な支援のシステムをつくっていくということが大切だというご指摘もありました。そういうことも含めて、特に元気な高齢者の方の社会参加を促す取り組み、あるいはそれは生きがいづくりであったり、逆に言うと介護予防ということにもなりますので、非常に重要な取り組み、そして貴重な取り組みだと思えます。

そしてまた国のほうでも、全国一律基準の介護サービスから住民が主体となって取り組めるような、介護予防対策を通じて家族や近隣住民の支え活動というものの支援を重視しておりますので、これらについても検討していく必要があるかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、高齢化のスピード、そして高齢者で長生きされる、非常に好ましいことですが、これからも介護を必要とする高齢者の方々がますますふえ続けるということになります。そしてまた、既存のサービスだけでは介護のための人であるとか施設であるとかが不足してくるということもありますので、多様なサービスを創設していくということが重要だろうと思っております。

今、具体的に最も高齢化が進んでいると思われる藤原地区についてご指摘がございました。今、申し上げましたように、それぞれの地区に応じてみんなで力を合わせて、どうやっていくのが一番いいのかということについて、これからの検討してまいりますし、それ

ぞれの住民の方が役割を果たしていただいて、お互いに生きがいを感じ、信頼を相互に感じると、そんなまちづくりにつなげていきたいというふうに思っております。個別の話になりますと、先ほどちょっと申し上げましたように、専門家の分析が入っておりますので、その辺とご相談しながら、町が支援できることを町全体としてのシステムをつくり上げていくというふうに考えていきたいと思っております。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。

訪問の中で要望が出されておまして、俺がサービスを受けるまでに幸知小学校の跡地にでも高齢者施設をつくってくれないかと。そこで湯檜曾から温泉を引いて、俺が介護を受けるころには温泉に入れてくれないかというような意見も出ていました。また、仏岩温泉も何か温泉が余っているではないかということで、阿能川の通所介護センターですか、あそこにも温泉を引いたらと、500メートルぐらいだろうというような意見が出ていました。ぜひこんな形で高齢者の憩いの場ができればなと思っております。

ここで、質問を変えたいと思います。

給食センターの現状についてお聞きします。秋に行われましたみなかみいただきますと、年明け早々の給食甲子園試食会から質問させていただきます。

給食甲子園の取り組みはすごいと思います。ネット上で笑顔でランチということで、本間ナヲミ栄養士のインタビュー記事が掲載されておりました。果物の栽培が盛んな自分たちの住むみなかみ町、豊かな食材があることを児童生徒に知ってもらいたい、生まれ育った地域を好きになってほしい、そんな思いを込めて取り組んでいると答えていました。まさにみなかみが好きということだと思えます。そして栄養バランスのとれた和食のよさを知ってもらいたい、この献立を通じて児童生徒、地域の方々にも食育活動を展開していきたいと話していました。生涯にわたる健康を見据え、児童生徒自身が取り組める健康づくりを身につけたい、日々食べている給食の献立を通じて学んでほしいなどとも話しておりました。

こうした取り組みを行っている給食センターの状況についてお聞きします。現在、月夜野、新治の給食センターの現状についてお伺いたします。

調理業務が委託とされております。合併以後、どのような運営が行われてきたのでしょうか。委託先など調理に携わる職員の方々の人数や賃金、労働条件など、町としてはどのような状況とお考えでしょうか。

議長（河合生博君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 給食センターの管理・運営についてでございますが、みなかみ町の教育委員会では子供たちの心と体を健やかに育み、たくましく生きる力をつけるために、正しい食習慣を身に付け、自らの健康管理ができるようにすることや、給食活動を通じて家庭、地域の食生活改善にもつなげることを目的に学校給食を実施しております。

その主な取り組みは5つほどございます。

まず1つは、食事の重要性と食することの喜びと楽しさを理解すること。次に、心身の成長や健康の保持、推進の上で、望ましい栄養や食事のとり方とあわせて、自らがそれを管理していく能力を身に付けること。3つ目には、正しい知識と情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付けること。そして、食事のマナーや食事を通じた人間関係の形成能力、これを身に付けること。そして5つ目ですが、各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史を理解して尊重する心を持つこと。これらのことが児童・生徒に身に付くように取り組んでいるところでございます。

また、第10回の全国学校給食甲子園の決勝大会が、12月6日、2,054校が参加して、東京都豊島区の女子栄養大学で開催されました。この大会は給食の献立内容の工夫や地場産物の生かし方・調理技術・衛生管理・そして栄養教諭と調理員のチームワーク、さらにおいしさを競うという大会でございます。月夜野の学校給食センターが見事日本一に輝きました。これは日ごろ本当に皆さんの努力の結果だというふうに思っております。引き続き技術の向上を図りながら、みなかみ町の子供たちのために安心・安全、そして栄養たっぷりでもよりおいしい給食をつくっていきたいと思います。

先ほどご質問いただいた運営についてでございますが、以前、月夜野・水上・新治に3カ所の給食センターがございました。平成20年度の2学期からは、現在の月夜野、新治の2カ所の給食センターの体制となっております。水上給食センターで賄っていた幼・小・中が、月夜野給食センターで調理して配食をしております。

調理業務の委託先でございますが、平成21年3月までシダックスフードサービス、平成21年4月から24年3月まで大新東ヒューマンサービスでお願いしました。平成24年4月からはメフォスに委託して継続しております。委託方法につきましては、調理業務を仕様書により発注して調理業務等を委託しておるところでございます。委託金額につきましては、平成27年度の月夜野給食センターが5,554万円、新治給食センターが3,166万円でございます。調理員数は配送の運転手も含めて月夜野給食センターで21名、新治給食センターで13名となっております。賃金や労働条件は委託会社の規定で行われておりまして、現在も両給食センターとも良好な運営がなされて、安全で安心した給食事業の展開がなされておるところでございます。

以上でございます。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 先ほど教育長のほうからお話があったんですけども、身近に給食センターに勤めている者がいるんですけども、何かだんだん厳しくなっているような話が聞こえてきました。

1954年に学校給食法が制定されています。日本中の子供たちが毎日食べている学校給食です。これができて60年たつといます。私自身、驚いたんですけども、私たちが学校に入っていたころには、この法律ができていたんだと。私たちの時代とといいますか、新治には給食がありませんでした。入須川の小学校は早かったという話を聞いていたんですが、実は私は高校時代、渋川から来ていた同級生で子供のときの話が出まして、給食がな

かったこと、幼稚園を出ていなかったこと、これでばかにされていたのを思い出しました。利根郡内でも川場出身の同僚は、俺たちは食べていたなどの話がありました。それらから比較して、今のみなかみ町の子供たちは幸せだと思います。社会に出て日本一の給食を食べていた。ぜひ自慢してもらいたいなと思いました。

1985年文部科学省の学校給食業務の運営の合理化を求める通達が出され、それらにより調理員のパートタイム化、センター方式の導入、調理業務の民間委託など、安上がりの学校給食へと大きな切りかえが行われてきました。その後小泉政権の構造改革により一層民間委託が進んだと聞きます。

そこで、お聞きします。

毎年200日くらいの給食日があります。2年前の資料ですが、全国で98%の小学校で給食が実施されていると聞きます。うちご飯を週3回以上出している学校は95%。また、特別に手をかけた給食の機会、みなかみ町では毎年いかほどでしょうか。本間さんのインタビュー記事では和食を中心にされているようですが、このみなかみおいしくいただきます、町の食材を使うことでは地域の活性化にもつながると思います。ぜひこうした機会をふやしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（河合生博君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） お答えいたします。

ご質問いただきましたご飯の回数についてでございますが、主食となる食材の提供については現在、週に3ないし4回が米食でございます。パンが一・二回、麺類については月に2ないし3回程度となっております。献立につきましては、行事食とか、各学校のリクエスト食、また卒業祝い給食等の献立もありますが、全ての給食が手づくりでありまして、年間の指導計画により栄養摂取量等のバランスを考えた給食で、毎日特別に手をかけた給食が提供されておるところでございます。

また、「みなかみおいしくいただきます」についてでございますが、群馬県では10月24日を「学校給食群馬の日」と定めまして、県内各地において地域の農産物を積極的に使用した給食の提供を行っております。みなかみ町におきましても同様の取り組みを行っておりますところですが、みなかみ町新設10周年を記念しまして昨年10月13日に丸ごとみなかみいただきます！、そして一部の調味料を除いて全ての食材を町内産で賄った学校給食を提供いたしました。目的は農業委員会振興を図る上で地産・地消を推進し、子供たちが地域食材に関心を持って、みなかみ町に誇りを持つことでふるさとみなかみをさらに好きになってもらおうと考えて実施したものでございます。食材は月夜野ハーベスト、みなかみ農村公園公社、だしはヤマキ株式会社の協力をいただきました。対象は町内の小・中学校、幼稚園、こども園、保育園といたしまして約2,000食を用意して、議員の皆様にもご試食をしていただいたところでございます。

この給食について小学校5年生以上の児童・生徒のアンケートの回答で、「おいしかった」と答えた子供たちが約91%、「町内で多くの食材が生産されていることを知らなかった」と答えた子供たちが約40%、「町の農産物への関心が高まった」と回答した子供

たちが約83%、そして「地産地消のメニューをまた食べたい」と答えた子供たちが約85%もありました。このような結果を踏まえまして、地産地消の機会を設定する重要性について改めて強く認識したところでございます。

町では昨年10月に策定したみなかみ町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、地産地消の取り組みについて調査研究を進めているところでありまして、学校給食や食育を通して町民が健康で過ごして、地域農業の振興が図れるように引き続き取り組みを行っていきたくと考えております。また、給食センターでは給食が生きた教材となるように日々献立の研究をしております。地場産物や郷土料理、行事食などを積極的に取り入れ、子供たちが食べやすいように工夫しています。給食時には子供たちに給食の食材の実物を見せたり、説明したりする、こういうことでみなかみ町産の食材への興味・関心をも高めているところでございます。子供たちの一人一人に、自分たちの生まれ育った土地の食材についてしっかり知らせて食育を行うとともに、郷土愛も育むことをしておるところでございます。

以上でございます。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 実は今年の「みなかみおいしくいただきます」をいただいた後、給食センターに勤めている方に会うことができたんですけども、その中であいつた機会をもっとふやしたらどうかというような話をしまして、議会でも話してみようかななんて話をしたら、やめてほしいと怒られてしまいました。退職などで人員が減っても補充がなかなかないんだと。特別な給食のときは早出などもあって大変なんだというような話をしておりました。

また、先日、給食甲子園の試食会でも意見が出ておりましたが、スプーンだけで箸がありませんでした。当日、議員と課長の皆さんの会場で意見が出されておりましたが、1,000人からの給食で箸、スプーン、両方を準備するには体制的に大変なんだという回答が返されておりました。あと1つ、もう一方の会場でも保護者、一般の希望者の方々の別の会場でも、箸が必要だというような意見が出ていたと聞きます。先日、子供のいる家庭を狙って3軒ほど訪問してみたんですけども、中学生のいる家では母親がえーというようなことで驚いておりました。しつけでも何でもぜひ箸の提供は必要じゃないかというような回答が返ってきました。いかがでしょうか。

議長（河合生博君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 給食での箸の提供についてでございますが、現在、給食ではスプーンと箸を一遍に出すということはありません。おおむね洋食はスプーン、和食は箸というふうに、献立によって分けて添えられます。昔はスプーンの先が割れていた、ちょっと刺せるようにしてあるものもありましたが、現在は使用していません。

確かにおっしゃるとおり、洋食においても箸のほうが食べやすい場合もございます。しかし、多少の使いづらさがあっても、それぞれうまく工夫しながら食べる方法を発

達段階の子供たちによりながら、工夫しながら食べ方を考えて、箸も、スプーンもうまく正しく使って、上手に食べられるようになってもらうのも給食教育の1つでありまして、それも間違いなく食育につながるかなと思っているところでございます。

給食はお昼のお弁当のかわりに出しているものではございません。栄養のバランスがとれた食事をみんなで楽しく食べることで、子供たちの豊かな心、そして健康な体をつくることを狙いとして給食を提供しているということでございますので、そんな意味でのスプーンのうまい活用も教育の1つということで考えているところでございます。

以上でご質問に対するお答えとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 私はその辺のところはどうも納得がいかなくて、この質問をさせてもらっています。

勤務していた職場の食堂で、子供時代に使っていた箸入れ、箸とスプーンと先割れスプーン、この3つを入れた箸入れを持ってくる若い職員がいました。ご飯を先割れで食べていました。この子の子供はどうなるだろうかと心配しました。日本食には味噌汁という文化があります。私の素人考えでは、パン食でもスープくらいなら箸で十分とも思います。

日本では給食は教育の一環であると、先ほど教育長さんが言われたと思うんですけども、その学校給食法の記事の隣にアメリカの給食だということで写真入りの記事がありました。メニューはチョコレート味の牛乳、インスタントのマッシュポテト、冷凍のフライフィッシュ、パイナップルの缶詰、キュウリの輪切り、ほかには冷凍ピザやホットドッグ、こういうのが採用されているそうです。アメリカの子供たちの食生活を文章で見ましたら、小中学校にコーラやジュースの自動販売機、広告などが多数並べられています。学校がこれらの販売を促進しているというような記事でした。

こうした中、世界遺産に登録された日本の食文化、日本では学校給食法の理念として学校給食は人間づくりの基本だ、命の大切さを学ぶ場である、子供たちに継承させていく場でもあると、理念が掲げられております。ネットで見ましたら隣の宇都宮大学教育学部の真下という先生ですが、箸づくりを通して食文化を知る授業というのを提案しています。箸を子供たち自身でつくって給食に使うというのを提案して、箸を使うことの重要性を話しています。今のみなかみ町の子供たちが社会に出ていって、俺たちは大事に育てられた、周囲にも、自分の子供にも自慢でき、いずれは帰ってきたい町、あの給食を自分の子供にも食べさせたいなどと考えてもらえたらなと思いました。そうした状況をつくってあげたいと思います。

給食甲子園でスプーン1つで食べているというのは、どうも私には納得いきません。ぜひ再検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、林議員のご指摘については昔みたいに全部先割れスプーンで食べていると、それは日本文化をないがしろにしているんだという議論だと思います。今、教育長からお答えしましたように、和食がメインときには箸、そして洋食が入っているときにはス

プーンということで、両方を子供たちに教育の一環として使ってもらいたいということでお話ししたところでございます。

また、ご指摘のありました箸というのは日本文化で、自分の箸を持っていると愛着がわくよと。これはまた一つの教育だと思っております。そういう機会が設けられるかどうか、それはまた教育の分野、そしてなおかつみなかみ町には木工の工場も、あるいは伝統もありますので、どういうふうに活用できるのか、これはこれで勉強していきたいというふうに思っております。

そして、丸ごとみなかみいただきます！のご指摘がございました。これについては実はみなかみ町の新設10周年の記念事業としてどんなのがあるのだろうか、教育なのか、あるいは地産地消の推進、農政課題なのか、あるいは学校なのか、子育てなのか、農政なのかという議論はありましたけれども、いずれにしても新設10周年ということで一度やってみようということで、予算についても200万円強、特に町内産の牛肉というところに大分コストがかかっておりますがやらせていただきました。そしてまた、調理に当たられる方も今、議員からご指摘があったように、相当なご苦勞をかけてやってもらったということでもあります。

1回こっきりかなと思っておりましたけれども、先ほど教育長から答えましたように、子供たちにとって非常に有意義な効果があらわれたということでございますので、新年度においてもまず1日段取りしてみたいなということで、予算については農政課のほうに昨年度と同じような形で計上しております。内容的には子育てなのか、教育に計上するのがいいのかという議論はありますけれども、ひとまず農政のほうに昨年と同じように入っておりますので、また議会のほうでご判断いただければありがたいと思っておりますのでございます。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 給食甲子園のときにお肉をスプーンで食べているというのは、どうも納得いかないと思っております。

私に話してくれた給食センターの方は、大切な子供たちを預かっていると、調理のときにはアレルギー対応や余分なものが入らぬように神経も使っているんだと、ぜひ働きやすい職場にしてくださいというようなことを話していました。その方も相当長く勤めているようで、だんだん働く環境が悪くなっているよというようなことをつけ加えておりました。

労働組合でも同一労働、同一賃金、時給1,000円などを掲げてきたのを思い出しましたが、ぜひこうした賃金などのところもきちんと見ていただきたいなと思います。一昨年の12月議会で質問もさせていただきましたが、ぜひ公契約条例を実現していただき、正規も、非正規の人も人間らしい働き方ができるように、そうした状況をつくっていただきたいなと思います。

質問を終わります。

議長（河合生博君） これにて、6番林誠行君の質問を終わります。

散 会

議 長（河合生博君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は、全て終了いたしました。

あすは午前9時より本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（14時37分 散会）